

令和3年10月29日

金融庁総合政策局リスク分析総括課健全性基準室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）における信用リスク、CVAリスク
及びマーケット・リスクに係る告示の一部改正（案）」に対する意見

令和3年9月28日（火）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙
のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申
しあげます。

以 上

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙1および別紙4:信用リスク1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
1	本則	1						2					ただし、特定貸付債権、第六十五条の二に規定する特定貸付債権向けエクスポージャー、第七十条に規定する事業用不動産関連エクスポージャー及び第七十条の三に規定するADC向けエクスポージャーに該当するものを除く。	証券化取引の定義について、標準的手法の特定貸付債権向けエクスポージャー、事業用不動産関連エクスポージャー、ADC向けエクスポージャーを含めることにした趣旨をお伺いしたい。 また、証券化取引の定義そのものは、現状と比較して不変との理解でよいか。	証券化取引の定義は現状比不変との認識であるが、内部格付手法における特定貸付債権に加え、標準的手法においてそれに相当するエクスポージャーを例外対象に含めようとした意図をお伺いしたい。これは、内部格付手法における特定貸付債権と、標準的手法における特定貸付債権向けエクスポージャー、事業用不動産関連エクスポージャー、ADC向けエクスポージャーを同様に取り扱うことを想定した記載であると思われるが、他方これらは厳密には同様のエクスポージャーではないとも考えられるため、必要に応じて記載を修正いただきたい。
2	本則	1						37				ト	本条文は、国内の保険会社については金融機関等エクスポージャーとして扱うという内容だと理解しているが、海外の保険会社について対象から外されている理由についてお伺いしたい。 また、第64条の2第2項で、海外保険会社については保険会社向けエクスポージャーと整理されているが、金融機関等向けエクスポージャーには該当せず、事業法人向けエクスポージャーとして扱う必要があるということによいか。	パーゼル合意文書パラグラフ37において、銀行以外の「証券会社およびその他金融機関向けエクスポージャーは全て事業法人向けエクスポージャーとして扱う」と記載がある。告示改正案では国内の保険会社は金融機関等向けエクスポージャーとして扱い、海外の保険会社については事業法人向けエクスポージャーとして扱うように読めるため。	
3	本則	2	2		4			1, 2					(ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。)	「(ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。)」という記載は、「自己資本比率規制に関するQ&A」第2条の2-Q1の(A)に相当する文言を入れ、明確化を図ったということによいか。	
4	本則	5			1			2	2				資本項目への「株式引受権」の追加	本件は会社法の改正に伴う変更であるが、会社法は2021年3月に改正済であり、本科目はパーゼルⅢ最終化の適用前に発生することも想定される。その場合は、既存の「新株予約権の額」に含めて資本算入するという理解でよいか。	会社法は改正済であり、パーゼルⅢ最終化適用までに発生した場合の取扱いが不明確なため。
5	本則	7			1			6				イ	一般貸倒引当金(内部格付手法採用行においては…区分された一般貸倒引当金及び証券化エクスポージャーに係る一般貸倒引当金に限る。…)	①告示改正後は、証券化エクスポージャーに係る一般貸倒引当金は全額を本条文に規定する一般貸倒引当金に算入するという理解で正しいか、確認させていただきたい。 ②本件の改正の背景についてご教示いただきたい。	
6	本則	7	2		2			2				イ、ロ	【追加箇所全て】	①現行告示における資本バッファーに係る普通株式等Tier1資本の額の計算過程で、TLAC告示における外部TLACの額計算過程での各調達手段の控除項目の取扱いとの間に差異があるところを、当該告示改正により一致させた、という理解でよいか。 ②もし①の理解が正しければ、当該改正はパーゼルⅢ最終化に関わる場所ではない規定の修正に相当するため、適用日は2023年3月31日ではなく、より早いタイミング(公布日など)とした方がよいのではないか。	
7	本則	13											標準的な手法により算出した所要自己資本の額	経過措置適用期間中の「標準的な手法により算出した所要自己資本の額」の計算において、信用リスク告示 附則の各種リスクウェイトを適用した額を用いることの可否について明示願いたい。(24条、36条、47条も同様)	
8	本則	13			3			1					前二項の「標準的な手法により算出した所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額を計算する場合において、次に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める手法により計算して算出した額の合計額から第七条第一項第六号イに掲げる額につき当該手法により算出した額を控除した額をいう。	中央清算機関関連エクスポージャーは、第1号に含まれる理解でよいか確認させていただきたい。告示第8章でリスクウェイトの算定方法が示されているもののうち、CVAおよび証券化について、第2号および第3号で別建てされている事も踏まえ、確認するもの。	

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙1および別紙4:信用リスク1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		の#	の#	の#	の#	の#	の#	の#	の#	の#	細分①	細分②			
9	本則	13			3			3					信用リスクに係る部分のうちCVAリスクに係る部分 第八章の二に定めるところによりCVAリスク相当額の算出に適用した手法	第2号「信用リスクにかかる部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分」と異なり、該当箇所には「標準的手法採用行とみなして」という記載がない理由は、告示第270条の3の3第3項に規定する内部格付手法採用行が「内部格付を適格格付機関が付与する格付に紐付けすることにより判断された取引相手方の信用力に基づき」算出したCVAリスク相当額を用いて「標準的な手法により算出した所要自己資本の額」を計算できるからという理解でよいか。(第24条第3項、第36条第3項、第47条第3項も同様)	
10	本則	13			3								第七条第一項第六号イに掲げる額につき当該手法により算出した額を控除した額をいう の下線部	①同条第4項と比較すると下線部が追加されているが、これは「証券化エクスポージャーに係る一般引当金は控除する額から除く」という意図で追加しているのか。 ②もし①の理解が正しければ、「証券化エクスポージャーに係る一般引当金は控除する額から除く」理由をご教示いただきたい。	
11	本則	13											資本フロアの算出方法	バーゼル合意文書上、フロアの段階的引上げ期間中の経過措置として、各国裁量で、資本フロアの適用によるリスクアセット総額の増加上限を25%に設定できるルールの導入が可能とされているが、わが国でも当該ルールを採用いただきたい。(24条、36条、47条も同様)	
12	本則	36			1			1					内部格付手法採用行	「内部格付手法採用行」とあるが、下線部箇所は正しくは「内部格付手法採用行」と思われる。	
13	本則	36			3								資本フロアの算出方法	国内基準の内部格付手法採用行が資本フロアを計算する際の基準(比較対象)は、国際統一基準が国内基準が明確にしていきたい。	
14	本則	36 47			3			1					SA-CCR	基礎的の内部格付手法の国内基準における資本フロアの計算において、派生商品取引の与信相当額を算出する際は、当分の間はカレントエクスポージャー方式についても容認いただきたい(附則の追加など)。	当該国内基準行においては、第79条第2項および第157条第5項、ならびに平成30年告示附則第2条において当分の間カレント・エクスポージャー方式の使用についても容認されているものと認識しており、一方で資本フロアの算出のためにSA-CCRを計算することはダブルスタンダードとなることが懸念されるため。
15	本則	47			1			2					内部格モデル手法採用行	「内部格モデル手法採用行」とあるが、下線部箇所は正しくは「内部モデル方式採用行」と思われる。	
16	本則	59												バーゼル合意文書上、公共部門(PSE)のリスクウェイト決定方法には、オプション1(ソプリンの外部格付で決定)とオプション2(PSEの外部格付で決定)の2種類があるが、本邦がオプション1を選択した背景をご教示いただきたい。	
17	本則	60			1									国際開発銀行の定義(複数の国によって創設され、経済及び社会開発プロジェクトに対して資金供給又は専門的な見地からの助言を行う機関をいう)は第1条(定義)で定義することが望ましい。 用語の定義が、第1条で定義されているものと各条文中で定義されているものがあり、条文の簡素化(見やすさ)の観点からは、第1条に一元化することが望ましいと考える。	告示条文の見やすさ確保(定義の一元化)。
18	本則	60			2								国際開発銀行向けエクスポージャー 他	ただし書き以降の記載は、その前文と同義のことを記載しており、不要ではないか。(第63条第5項、第63条の2第5項、第65条2項も同様)	

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙1および別紙4:信用リスク1柱部分)への意見

No	本則/附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
19	本則	63											金融機関向けエクスポージャー	「外国銀行に準ずる外国の会社」は同条第8項項2号ルに規定があるが、「外国銀行」に関する規定がないように思われる。	
20	本則	63			1								金融機関向けエクスポージャーの定義(自己資本比率規制金融機関(バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社をいう。))は第1条(定義)で定義することが望ましい。	告示条文の見やすさ確保(定義の一元化)。	
21	本則	63			2								金融機関向けエクスポージャー	「格付がある金融機関向け短期エクスポージャー」の「格付がある」という文言は、「金融機関向け」にかかるのか、それとも「短期エクスポージャー」にかかるのか。ここでの「格付」は当該金融機関の債務者としての格付なのか、それとも「短期エクスポージャー」自体の銘柄格付なのか。	どちらにかかるかによって意味が違って来るため、確認したい。
22	本則	63			12								…次に掲げるエクスポージャーのいずれかに該当するときは、当該金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、第五十六条の規定により定められる当該自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域の中央政府のリスク・ウェイトを下回らないものとする。… 一 自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域の現地通貨と異なる通貨建てのエクスポージャー 二 自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域と異なる国又は地域に所在する当該自己資本比率規制金融機関の拠点の勘定に計上されるものであって、当該拠点の所在する国又は地域の現地通貨と異なる通貨建てのエクスポージャー	①第2号に該当する場合は、「当該自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域の中央政府のリスク・ウェイト」ではなく、「当該拠点の所在する国又は地域の中央政府のリスク・ウェイト」を下回らないものとするべき。 ②仮に①の通りの変更が行われた場合、第1号および第2号の両方に該当するエクスポージャーの取り扱いについても明確化を希望する。 ③また、派生商品取引やレポ形式の取引で、取引が他通貨にわたるものの取り扱いも明確化していただきたい。	①については、バーゼル合意の意図(トランスファーリスクへの対応)を踏まえると、意見のとおり「当該拠点の所在する国又は地域の中央政府のリスク・ウェイト」を下回らないものとするべきと考えられる。以下の例をご参照。 シンガポールに本店が所在する銀行に対するエクスポージャーについて、シンガポールドル建て以外のエクスポージャーであれば第1号に該当し、シンガポールのソブリン向けエクスポージャーがリスク・ウェイトの下限になる。 一方、シンガポールに本店が所在する銀行のシドニー支店に対するエクスポージャーであって、豪ドル建て以外のエクスポージャーであれば第2号に該当し、オーストラリアのソブリン向けエクスポージャーがリスク・ウェイトの下限になるようにすれば、トランスファーリスクへの対応と言える。 告示案の表記は、このような内容になっていない。告示表記の第2号に従うと、例えば、シンガポールに本店が所在する銀行のシドニー支店に対するエクスポージャーであって、豪ドル建てのエクスポージャーの場合、トランスファーリスクがないにも関わらず、シンガポールのソブリン向けエクスポージャーがリスク・ウェイトの下限になり、これはトランスファーリスクへの対応という国際合意の主旨と外れているように考えられる。
23	本則	63	2		2								カバード・ボンド向けエクスポージャー	適格資産要件と開示要件の充足は、第1項の有格付の場合の規定となっており、無格付の場合には両要件の充足の確認は不要という理解でよいのか。また、有格付だが、適格資産要件または開示要件を満たさないカバード・ボンドはどのように取扱うことになるか。	
24	本則	63	2		3		1				二		自己資本比率規制金融機関のうち～保証された貸出債権等であることであること	「であること」が2重となっている点、誤植と思われるため、ご確認いただきたい。	
25	本則	64			2									本条文は、各国が銀行と同等のリスクウェイトを適用している場合は、第63条に従うものと解釈してよいのか。適用するリスクウェイトまで各国の金融当局に従うことを意図しているようにも読めるので明確化いただきたい。	仮に後者の場合、個別に各国の金融当局の扱いを調査し、各国当局の取扱いに則りリスクウェイトを算出することは、実務上の負担が非常に大きくなる。

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙1および別紙4:信用リスク1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等	
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②				
26	本則	64	2		2								保険会社向けエクスポージャー	「保険会社に準じる外国の者又は保険持株会社に準じる外国の者が外国の法令に準拠して設立され、本邦以外の国又は地域において同種類の業務を行う場合にあっては、当該準じる者に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該国又は地域の金融当局が定めるところにより判定するものとする。」となっているが、当該国又は地域の金融当局が定める内容が不明である場合の取扱いはどうなるか。		
27	本則	65			1								法人等(会社、組合、信託、基金その他これらに準ずる事業体)	「法人等(会社、組合、信託、基金その他これらに準ずる事業体)」に「個人事業主」を追記し、「法人等(会社、組合、信託、基金、個人事業主その他これらに準ずる事業体)」に変更していただきたい。	バーゼル合意文書の定義で明示された「個人事業主(proprietorship)」が本邦告示でも「法人等」に含まれることを明確化するため。 「法人等」の定義は第78条第3項第1号(オフ・バランス取引における与信相当額の計上対象外に係る判定要件)でも同じため、リスクアセットの額への影響が大きく、明確化を要望する。	
28	本則	65			1								法人等(会社、組合、信託、基金その他これらに準ずる事業体)	「法人等(会社、組合、信託、基金その他これらに準ずる事業体)」について、「法人等(会社、組合、信託、基金その他これらに準ずる事業体(第五十六条から前条までに規定するものを除く))」に変更してはどうか。	本条文の「法人等」の定義は第78条第3項第1号(オフ・バランス取引における与信相当額の計上対象外に係る判定要件)でも使用。バーゼル合意文書はオフ・バランス取引における与信相当額の計上対象外とできる範囲に第56条から第64条の2に規定する「金融機関」や「保険会社」等を含まない。以上を踏まえ、計算対象の明確化を要望する。	
29	本則	65			2								デュー・デリジェンス分析の結果、債務者の信用状態が格付に対応する信用リスク区分の示す信用状態よりも高いリスクを有すると評価されるときは、当該格付に対応する信用リスク区分よりも一段階以上下位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトを用いるものとする。	債務者区分を要注意先以下としている場合等、金融機関が当該外格に対応する信用リスク区分を使用するのが適切でない判断した場合にのみリスクウェイト調整を行うことも許容いただくよう、Q&Aで明確化していただきたい。	・債務者の行内格付が高格付の場合においてもリスクウェイトの調整が必要となる場合、最終的に行内格付でリスクアセット計算をする取引先が増える可能性があり、銀行間のばらつきの解消という新しい標準的手法導入の趣旨と乖離する恐れもあると考えられるため。 ・外部格付については、規制上2番目に良い格付を採用する扱いとなっていることや格付会社間でもPDの水準に差異があること等を踏まえると、金融機関における信用状態の評価に基づいて実施するべきものと考えられるため。	
30	本則	65	2		1								プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモデティ・ファイナンスの定義は、第1条第43号から45号にも定義されており、重複している。本項における改めての定義は不要と考える。		告示条文の見やすさ確保(定義の一元化)。	
31	本則	65	2		1			1					「有形資産を担保」という文言を削除する、もしくは実質的に担保を取得している案件については認めていただけるよう修正していただきたい。		現行告示と同じ記載であることは認識しているものの、バーゼル合意文書上には当該記載はない。足許では規制等の制約により、契約実務上担保を取得できない案件も増えてきているが、コビナンツの手当て等により担保を取得していると同等の効果がある案件であれば、リスク管理上も扱いを同等とすべきと考えているため。	
32	本則	65	2		2								特定貸付債権向けエクスポージャー	「デュー・デリジェンス分析」について第48条の2では「個別のエクスポージャーに係る債務者の評価」と規定されているが、本項で「特定貸付債権向けエクスポージャーに対するデュー・デリジェンス分析」と記されているのは齟齬があるように思われる。		「特定貸付債権向けエクスポージャーに対するデュー・デリジェンス分析」となっているところを、「特定貸付債権向けエクスポージャーに係るデュー・デリジェンス分析」と修正することにより、齟齬が解消されると考えられる。
33	本則	65	2		3			4					特定貸付債権向けエクスポージャー	「運用段階のプロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャー百パーセント」とあるが、下線部箇所は正しくは「運用段階のプロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャー 百パーセント」と思われる。		エクスポージャー名とリスクウェイトの間に空白を設け、1号から3号と記載方法の平仄を合わせるため。
34	本則	65	2		4			3					当該標準的手法採用行の不利となる行為を債務者が行うことが制限されていること。	「(ただし、追加的な債務負担行為につき既存の多数債権者の同意が必要とされていることを含むが、これに限らない。)」という内容の追記を検討していただきたい。またはQ&Aで明確化いただきたい。	当該事項の明確化のため、追記を検討していただきたいもの。	

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙1および別紙4:信用リスク1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
35		65	2		4			6					当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーに係る利払い及び返済の原資を主として信用力の高いオフテイカー(中央政府、中央銀行、…中略…並びに法人等のうち八十パーセント以下のリスク・ウェイトが適用される信用リスク区分に該当するオフテイカーをいう。第八号において同じ。)からの収入に依存していること。	信用力の高いオフテイカーとして限定列举されるような形式要件に当てはまらないが、同等の信用力が認められるものについては条件を充足するとみなしてよい。また、複数のオフテイカーがいる場合に、全社につき「80%以下」が求められるわけではないという理解でよい。Q&Aでの明確化でも構わないため、対応いただきたい。	
36	本則	65	2		4			6					特定貸付債権向けエクスポージャー	①「法人等」の定義を明確にいただきたい。例えば、一般の事業法人、政府系機関や金融機関等は含まれるか。 (例えば、第65条第1項によると、「法人等に対するエクスポージャー」は金融機関等が含まれないものの、「法人等」には金融機関等が含まれると解釈できるように考えられる。その結果、本号で規定する対象に金融機関等が含まれるのか判然としない) ②また、どの「信用リスク区分」を参照するかについても明確にいただきたい。 (例えば、他に短期エクスポージャーしか保有していない場合、短期格付による例外規定に基づく信用リスク区分を参照する、との解釈が可能と思われる。しかしながら、この場合には短期格付による例外規定によらない信用リスク区分を参照するのが望ましいとの解釈もあり得るものと考えられる)	
37	本則	65	2		4			8					信用力の高いオフテイカーが当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーに係る事業に関わる契約を解除する場合において、当該信用力の高いオフテイカーは当該事業に損失を生じさせないための必要な措置を講じることが予定されていること。	オフテイカーによる契約解除には、オフテイカーの解約権行使の他にも、債務者の契約不履行による契約解除など、複数の場合が契約内に規定されるのが一般的だが、この場合、自己都合による解約である前者については解約清算金の定めが設定される一方で、後者については債務者側に帰責する事由であるため解約清算金の定めがないといった事が考えられる。この場合に当該条項を充足していないと字義通り解釈されてしまう事を避けるため、あくまでも解約権行使などのオフテイカー都合による解約を対象とした条件であることを明示した記載への変更、または、Q&Aでの明確化をお願いしたい。	
38	本則	65	2		5			2					長期債務が減少していること。	運用段階の定義のうち「長期債務が減少していること。」とあるが、次に示す根拠にもとづくと「長期債務に約弁が付されていること」と訳すのが適切ではないか。 (1)バーゼル合意文書では「the entity that was specifically created to finance the project has (i) a positive net cash flow that is sufficient to cover any remaining contractual obligation, and (ii) declining long term debt.」となっている。関連箇所のみを抜粋すると、「the entity has declining long term debt」であり、「Debtのdecliningが開始されていること」ではなく、「Debtがdecliningするものであること」と捉えることができる。 (2)言い換えれば、「一括返済型ではないこと」が求められていると考えられる。「運用段階」におけるリスクウェイトとして、より小さいリスクウェイトを充てる主旨に照らせば、例え完工済であっても債務返済が期限までなされない「一括返済」の場合を排除するという点は整合するもの。 (3)実務慣行上、財務完工を迎えたあと、初回の返済が開始されるまで半年程度のギャップがあるケースが多い。一方、完工直後と初回返済時とで、プロジェクトに係る信用リスクに差があるとは言えず、初回返済を迎えていなければ「運用段階」とはみなされないというルールだとすると、実務上も信用リスク管理上も適切とはいえない。	

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙1および別紙4:信用リスク1柱部分)への意見

No	本則/附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等	
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②				
39	本則	67			1								標準的手法採用行は、中堅中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、次に掲げる要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、七十五パーセントとすることができる。	バーゼル合意文書では、住宅ローン、デリバティブ、債券、株式は含まないという、商品による要件が明記されているが、告示案には記載されていない。この判定要件はバーゼル合意と同様のものという意図であるかを確認したい。	告示の構成上の違いによるものかもしれない(例えば住宅ローンは後述されているため別物と考えられる)が、このエクスポージャーに含まれないものの明確化として商品による要件を明記することが必要と考える。	
40	本則	67			1								適格中堅中小企業等向けエクスポージャーおよび適格個人向けエクスポージャーの定義は第1条(定義)で定義することが望ましい。		告示条文の見やすさ確保(定義の一元化)。	
41	本則	67			1								適格中堅中小企業等向けエクスポージャー及び適格個人向けエクスポージャー	ただし書きで「第79条第1項に規定する方法により与信相当額を算出するものについては、この限りでない」と規定されているのは、SA-CCRまたは期待エクスポージャー方式を用いて派生商品取引の与信相当額を算出した与信先は、他のエクスポージャーも含めて「適格中堅中小企業等向けエクスポージャー」適用の対象外になるということの意味なのか。 一方、国内基準行が第79条第2項の適用を受けて「カレント・エクスポージャー方式」で派生商品の与信相当額を算出した与信先については、「適格中堅中小企業等向けエクスポージャー」適用の対象になり得るという理解でよいか。		
42	本則	67			1			1					適格中堅中小企業等向けエクスポージャー	「一の債務者…に対するエクスポージャーのうち次条から第69条の2までに規定するものを除いた額」となっているが、第65条の2、第70条、第70条の2、第70条の3、第70条の4において規定するものは除かないという理解でよいか。		
43	本則	67			3								適格中堅中小企業等向けエクスポージャー又は適格個人向けエクスポージャーのうち、次の各号に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすもののリスク・ウェイトは、四十五パーセントとすることができる。	ここで記載されている要件は、第1条第39号の2で記載されているトランザクターの定義と同様か。ここで敢えて第1条の定義を参照せずに再度記載しているのは、何かしら定義として相違する部分があるからなのか、確認したい。		
44	本則	68ほか												自己居住用不動産向けエクスポージャー、賃貸用不動産向けエクスポージャー、事業用不動産関連エクスポージャー、その他不動産関連エクスポージャー、ADC向けエクスポージャーの定義は、第1条(定義)で定義することが望ましい。		告示条文の見やすさ確保(定義の一元化)。
45	本則	68			3			1					抵当権が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位である場合であって、かつ、LTV比率が百以下であるときは、この限りでない。	「原則第1順位。LTV次第で第2順位の場合も認められる。第3順位以下は要件充足せず」という内容について、以下を明確にお示しいただきたい。 (1)バーゼル合意では、劣後担保権についても一定の前提のもと認められる内容となっているなか、本邦ルールにおいて順位に差を設け、また、第3順位以下については一律未充足扱いとされる背景と理由をご教示いただきたい。 (2)順位が後順位になればなるほど一般に取分額が減少する。これはLTVに反映するものと理解しているが、不動産関連エクスポージャーの適格要件として、順位の違いを反映させようとする意図は何かお示しいただきたい。 また、別の観点で申し上げますと、今回の告示案の内容に従えば、リスクウェイトがLTVやバーゼル合意上求められていた適格要件のみならず、担保順位によっても変わり得ることとなるが、実務対応がかなり複雑になり、多くの金融機関で対応ができないか、少なくとも2023年3月までの対応はできない、といった事態になるおそれがある。 (69条、70条、70条の2も同様)	システムによっては「先順位設定額の有無により自行の担保権が第1順位であること、および自行の担保権が第2順位以下であることは把握できるものの、これ以上の設定順位を把握できない」金融機関が多くいると想定される。それが故に「適格性の要件」を充足しないとなると、特に賃貸用不動産向けエクスポージャーの場合、第71条「延滞エクスポージャー」と同じリスク・ウェイト150%が適用され、信用リスクの実態を反映しないリスク・ウェイトとなるため。	

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙1および別紙4:信用リスク1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
46	本則	68			3			3						「ハ 債務者の返済能力又は業績に大きく依存するものではないこと。」について、不動産ノンリコースファイナンスは適格要件を満たしているとは判断できるか、確認させていただきたい。	
47	本則	68			4									賃貸用不動産向けエクスポージャー、事業用不動産関連エクスポージャー、その他不動産関連エクスポージャーについて、LTV比率にかかる定義が存在しないが、自己居住用不動産向けエクスポージャーにかかるLTV比率の定義(本項)を準用するという理解でよいか。	
48	本則	68			4			1					LTV比率の算出方法	ただし書きの「抵当権が第二順位である場合には、第一順位及び第二順位の抵当権を設定している者の算出基準日時点の信用リスク削減手法を適用する前のエクスポージャーの額を標準的手法採用行の当該額に加えた額とする」の下線部箇所を「抵当権が第二順位である場合には、第一順位及び第二順位の抵当権を設定している自行以外の者の(以下略)」に変更していただきたい。	自行の抵当権が第二順位の場合にLTV比率の貸出金の額を計算する際、現状の告示案では、自行のエクスポージャーの額が「第二順位の抵当権を設定している者」および「標準的手法採用行」として2回貸出金の額に計上されると読めるため。
49	本則	68			5								抵当権が第二順位であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。	実務上、抵当権が第二順位であることの特が困難な場合、適格要件を満たさないものとして保守的に計算することは可能か。(69条第4項、70条第4項も同様)	抵当権が第二順位であることの特が困難な場合の取扱いが不明確のため。
50	本則	68	2										自己居住用不動産向けエクスポージャーの国内基準行の例外他	内部格付手法採用行が、第36条又は第47条(資本フロアの算出)に定める所要自己資本の下限を計算する場合において、本条の例外規定が適用可能かどうかが条文から判断としないように思われるため、表現の修正をご検討いただきたい。(第69条の2も同様)	
51	本則	68	2		3								自己居住用不動産向けエクスポージャーの国内基準行の例外	①本項により、第68条第3項(適格性の要件)が準用されるが、この場合、第68条第3項第1号により、「抵当権が第二順位である場合であって」も、当該自己居住用不動産向けエクスポージャーが「抵当権により完全に保全されているとき」は、「適格性の要件」を満たすことになると解釈できる。その際、第68条第5項(抵当権が第二順位である場合にリスク・ウェイトに1.25倍を乗じる扱い)は適用されるのか。 ②第68条第5項(抵当権が第二順位である場合にリスク・ウェイトに1.25倍を乗じる扱い)が適用される場合、この第68条第5項のただし書きの「LTV比率が五十以下である場合に…」という部分に係り、第68条第4項に従って「LTV比率」を算出する必要性が生じると解釈され、大変複雑な扱いになるように思われる。(第69条の2も同様)	
52	本則	69			1									「住宅ローンに係る」の記載を「住宅に係るローン」と変更していただきたい。	本記載はアパマンローン等を指していると思われるが、現行告示との平仄を取って「住宅ローン」とあえて記載しているとの理解。一方、当該記載だといわゆる商品の「住宅ローン」を指していると誤認が生じるため、修正していただきたい。
53	本則	69			1			2					賃貸用不動産向けエクスポージャー	エクスポージャーの要件として「住宅建設又は宅地開発を主たる業務として行っている事業者に対するエクスポージャー」に該当しないこととあるが、パーゼル合意文書においては「パラグラフ74および75(ADC向けエクスポージャー)に該当しない場合」と定義されている。 同要件は法人・個人に関わらず、賃貸に供する目的の居住用不動産の建設、取得又は増改築に係るもの(ADCを除く)と定義してよいのではないか。例えばアパマンローン等の規模によって、賃貸用不動産向けエクスポージャーが事業用不動産関連エクスポージャーかを区分するのは曖昧であり、キャッシュローの源泉の種類によって区分してよいと考える。	

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙1および別紙4:信用リスク1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
54	本則	69			1			2				イ		事業者に対するエクスポージャーが対象から外されている理由についてお伺いしたい。 大規模開発を伴うエクスポージャーは70条以降に該当すると思われるが、それ以外の法人についてはQ&Aで明確化する方法もあると思われる。「事業法人に該当しない」という要件がそのまま告示化されると、Q&Aでの解釈が限定されてしまう恐れがあるため、修正していただきたい。	
55	本則	69	2		1			1					当該貸付用不動産向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されている場合	「当該貸付用不動産向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されている場合」と「LTV100%以下」は同義という認識でよいか。	
56	本則	70											事業用不動産関連エクスポージャー	IRBにおける第1条第46号「事業用不動産向け貸付け」のうち、居住用不動産が目的となるもの以外という認識でよいか。	
57	本則	70			1								事業用不動産関連エクスポージャー	「事業用不動産関連エクスポージャー」について、「次に掲げる要件の全てを満たす不動産の建設、取得又は運用を目的とした…」と記されているが、 ①(「貸付用不動産向けエクスポージャー」とは異なり)「増改築」の場合は対象とならないのか。 ②「目的」の中に「運用」が含まれているが、ここでの「運用」とはどのような場合が該当するか。具体例をご教示いただきたい。	
58	本則	70	2										その他不動産関連エクスポージャー	当該エクスポージャーの要件を満たすが、「適格性要件」を充足しない場合の取扱いが曖昧。パーゼル合意文書においては、リスクウェイトのみ債務者のものを適用するとされているが、本邦では法人等向け、または中堅中小企業等向けおよび個人向けエクスポージャーとして取扱ってよいのか。	
59	本則	70	2		1									取引先のリスクウェイトが60%より低い場合は、取引先のリスクウェイトを参照して問題ないか、確認させていただきたい。	パーゼル合意文書パラグラフ70では取引先のリスクウェイトと60%のうち低い方を参照できるとの記載があるため問題ないと思えるが、念のためご確認したいもの。
60	本則	70	2		2								第六十九条第三項の規定は、標準的手法採用行が前項の規定によりその他不動産関連エクスポージャーのリスク・ウェイトを適用する場合について準用する。…以下略	抵当権が第2順位である場合にリスクウェイトを保守的に調整する(1.25倍する)内容についての記載がないが、特に、第68条第5項の準用はせず、1.25倍の調整は不要という理解でよいか。	
61	本則	70	4		1			3					ADC向けエクスポージャーの例外	第70条の3では、「ADCエクスポージャー」は「返済原資が当該不動産の不確実な売却又は相当適度不確実なキャッシュ・フローに基づいているもの」と定義されている。一方で、第70条の4第1項第3号では、「目的とする不動産に係る事前の販売契約又は賃貸契約に基づく払込額が契約金の総額の大半に達していること」という条件が示され、「ADCエクスポージャーであって」返済原資が確実なものについてリスクウェイト100%の適用を許容するものと解釈でき、前条の「ADC向けエクスポージャー」の基本的な要件との間で齟齬があるように感じられる。	
62	本則	70	4		2								ADC向けエクスポージャーの例外	『同条第三項中「第七十条の四第一項」とあるのは、正しくは『同条第三項中「前二項」とあるのは「第七十条の四第一項」と思われる。	

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙1および別紙4:信用リスク1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
63	本則	71			1								(前略)適格金融資産担保によって信用リスクが削減されていない部分又は保証若しくはクレジット・デリバティブを用いた場合の被保証ではない部分若しくはプロテクションが提供されていない部分に適用するリスク・ウェイトは、(後略)	バーゼル合意文書「信用リスクにおける標準的手法」パラグラフ1では、「標準的手法においては、(部分直接償却を含む)個別貸倒引当金控除後の額をエクスポージャーとして用いるべきである。」とある。一方、告示案の記載では個別貸倒引当金(部分直接償却を含む)控除前の額をエクスポージャーとするようにも読めるため、趣旨・解釈を明確にいただきたい。	告示案がバーゼル合意文書の記載と異なるように見受けられるため。
64	本則	71			1								延滞エクスポージャー	カッコ書にて「第69条を除く」とあるが、バーゼル合意文書パラグラフ93の通りであるとすれば、本条文中で除外されるのは第68条の自己居住用不動産向けエクスポージャーではないか。(72条の「第69条及び前条の規定にかかわらず」も同様)	
65	本則	71			2								延滞エクスポージャー	「…中堅中小企業等向けエクスポージャーについては、この限りではない。」は「…適格中堅中小企業等向けエクスポージャーについては、この限りではない。」ではないか。	参照する条文から、「適格」をつけた方が明確だと思われる。
66	本則	71			2								延滞エクスポージャー	例えば、ある「個人向けエクスポージャー」が要管理債権であり、「延滞エクスポージャー」と認識される場合に、この第2項のただし書きにかかわらず、当該債務者に対する他の「個人向けエクスポージャー」を全て「延滞エクスポージャー」と認識する扱いは許容されるか。	
67	本則	71			2								延滞エクスポージャー	「ただし、」以下が、「1のエクスポージャー」にかかっているのか、「他のエクスポージャー」にかかっているのかを明確にいただきたい。	『個人向け及び中堅中小企業向け』が前項各号に該当した場合、他のエクスポージャーに波及しない」という趣旨か、「他のエクスポージャーが前項各号に該当した場合、『個人向け及び中堅中小企業向け』に波及しない」という趣旨かを明確にいただきたい。
68	本則	71			2								延滞エクスポージャー	賃貸用不動産向けエクスポージャーおよびその他不動産関連エクスポージャーのうち、個人向けのものに関しても内部格付手法のデフォルト波及との整合性を考えると、延滞波及の対象外とする取扱いとなるか。	リテールがデフォルト波及の対象外となる内部格付手法との整合性など確認のため。
69	本則	71			2								個人向けエクスポージャー	「個人向けエクスポージャー(自己居住用不動産向けエクスポージャー、賃貸用不動産向けエクスポージャー及びその他不動産関連エクスポージャーに該当するものを除く。)」とある一方、第77条の2では「個人向けエクスポージャー又は自己居住用不動産向けエクスポージャー」との記載があり、個人向けエクスポージャーの定義に差異があるように見受けられる。	条文間の定義を確認したい。
70	本則	76			1								株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー	現物資産のショート・ポジションおよび派生商品取引のショート・ポジションについて、信用リスクアセットの計測は不要という理解でよいか。また、計測不要の場合、内部格付手法においても2023年3月末から計測不要という理解でよいか。	現物資産のショート・ポジションおよび派生商品取引のショート・ポジションの取扱いが不明確のため。
71	本則	76			2			3					発行体の債務を構成する金融商品であって、次に掲げる性質のいずれかを有するもの	76条第2項は現行告示第1条第9号にて定義されている内容が転記された内容であると理解。第1条の内容は不変でありつつ、それを参照せずに同項を記載する点に、特別な意図があればお示しいただきたい。	
72	本則	76			3			2					二 金融市場における相場その他の指標に係る価格変動を伴い、かつ、長期的にトレンド以上の多額の譲渡益又は利益を取得することを想定する非上場株式投資	「価格変動を伴い、かつ、長期的にトレンド以上の多額の譲渡益又は利益を取得することを想定する非上場株式投資」は、バーゼル合意文書と異なる書きぶり(特に「価格変動を伴い」)になっていると考えられるため、修正いただきたい。そのうえで、具体的にどのような場合に本号に該当するかを判定できるガイダンスをQ&Aで示していただきたい。	バーゼル合意文書では「Speculative unlisted equity exposures are defined as equity investments in unlisted companies that are invested for short-term resale purposes or are considered venture capital or similar investments which are subject to price volatility and are acquired in anticipation of significant future capital gains」とあり、当該株式自身の価格変動により、将来的に多額の譲渡益を取得するような場合は、投機的非上場株式に該当する理解であるが、「金融市場における相場その他の指標に係る価格変動を伴う」ことは意図されていないと考えられる。

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙1および別紙4:信用リスク1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
73	本則	76	2	3									他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー	対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャーのリスクウェイトを250%とする扱いに関して、括弧内のただし書きで、投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては、リスクウェイト400%とされているが、「対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー」の中で「投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャー」として、具体的にどのようなものが該当するのかが教示いただきたい。	
74	本則	76	4	2									内部格付手法採用行のその他外部TLAC関連エクスポージャーについて	標準的手法採用行が保有するその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーのリスクウェイトは、第76条の4の2の改正が行われているが、内部格付手法採用行に対しても、同趣旨の改正が必要になるとと思われる。(旧告示では内部格付手法採用行については178条の4の2に記載)	従前は標準的手法採用行、内部格付採用行ともに5%基準以下保有時の特例措置があったが、片方のみなくなるのは不自然であるため。
75	本則	77	2										第六十七条及び第六十八条の規定にかかわらず、貸出金の通貨と債務者の収入の通貨が異なる個人向けエクスポージャー又は自己居住用不動産向けエクスポージャーであって、…	第67条1項の要件を満たさない個人向けエクスポージャーはRWを1.5倍にする通貨ミスマッチのあるエクスポージャーの判定対象から外していただきたい。	バーゼル合意文書ではそこまで求められていないとの理解。
76	本則	77	2										通貨ミスマッチのあるエクスポージャー	「ただし、当該値が150%を超えるときは、150パーセントとする。」の記載について、第67条(適格中堅中小企業向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー)および第68条(自己居住用不動産向けエクスポージャー)に規定するリスクウェイトは最大でも75%であり1.5を乗じたとしても150%を超えないため、当該記載は不要と考えられる。もしくは、個人向けエクスポージャーが延滞エクスポージャーに該当し、個別貸倒引当金の割合が20%以下でリスクウェイトが225%(150%×1.5)となることを想定しているか。	
77	本則	78											短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務	本邦告示上、掛目20%が適用される対象は、「船荷により担保された商業信用状の発行又は確認によるもの」のみであるが、これはバーゼル合意文書上(パラグラフ83)は例示の扱いであり、バーゼル合意文書と同様、例示とする扱いに変更していただきたい。	(参考) 83. A 20% CCF will be applied to both the issuing and confirming banks of short-term self-liquidating trade letters of credit arising from the movement of goods (eg documentary credits collateralised by the underlying shipment).
78	本則	78											オフ・バランス取引の与信相当額	「その与信相当額を算出することを要しない」の記載にかかる解釈について、次のどちらになるか、明確にしていきたい。 ①想定元本を認識しない。 ②想定元本を認識するが与信相当額は零。	信用リスク告示案3柱における第10条第4項第2号へ(2)等の開示にも影響すると考えられるため。
79	本則	78											与信相当額を算出することを要しないオフ・バランス取引	オフ・バランス取引の与信相当額を算出することを要しない場合の要件のひとつとして掲げられている「取引の相手方が法人等であること」の「法人等」の定義を明確化いただきたい。第65条第1項の法人等向けエクスポージャーの「法人等」の定義(=会社、組合、信託、基金その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))と同一なのか、金融機関やソブリン等向けエクスポージャーは対象に含まれるのか否か確認させていただきたい。 また、同一商品の信用供与枠であっても、法人と個人(個人事業主に対する事業性・与信を想定)で取扱いが異なるのは不適当と考えるため、取引の相手方を法人等に限定せず、個人もこれに含め、与信相当額の算出を不要としていただきたい。	
80	本則	78											オフ・バランス取引の与信相当額	以下のエクスポージャーに含まれる法人等は適用除外となるか。 ・賃貸用不動産向けエクスポージャー ・事業用不動産関連エクスポージャー ・その他不動産関連エクスポージャー ・ADC向けエクスポージャー	バーゼル合意文書にて「継続的に綿密に監視している」という記載があり、同エクスポージャーにおいても該当する法人等の存在が発生しうると考えるため。

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙1および別紙4:信用リスク1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
81	本則	78			3			2					与信相当額を算出することを要しないオフ・バランス取引	「手数料、利息その他これらに類する経費を受領していないこと」は、取引の契約の締結および維持に対してのみかかっており、信用供与枠内での引出しに対してはかかっていないという理解でよいか。	
82	本則	79			7								標準的手法採用行は、この節における与信相当額の算出においては、ネットینگ・セットごとに算出した与信相当額から、財務会計において認識されたCVAの額を控除するものとする。ただし、零を下回る場合は零とする。	本内容については、国際合意にも見られないものと思われるが、設けられた背景や内容の詳細について、詳細な説明をお願いしたい。 財務会計において認識されたCVAの額は別途計算されており、ネットینگ・セットごとのCVAの額を把握し、リスクアセット算定におけるネットینگ・セット毎の与信相当額に反映することは、実務上負荷が大きいと考えられる。 もし設ける理由がある場合においても、今からシステム開発等に反映させる難易度が高い等の事情がある場合においては、対応不要の余地を残していただきたく、「できる」規定としていただきたい。(「できる」規定としても、保守性は確保されると思われる)	
83	本則	79	3	3				8					期待エクスポージャー計測モデル及びリスク指標が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれており、かつ、銀行の信用供与枠の管理に利用されていること。	本条文案は、バーゼルフレームワークCRE53.36“The distribution of exposures generated by the internal model used to calculate effective EPE must be closely integrated into the day-to-day CCR management process of the bank. For example, the bank could use the peak exposure from the distributions for counterparty credit limits or expected positive exposure for its internal allocation of capital.(後略)”に対応しているとの理解だが、「(前略)通常のリスク管理手続に密接に組み込まれており、かつ、銀行の信用供与枠の管理に利用されていること。」の記載について、削除いただくか、「(前略)、銀行の信用供与の管理に利用されている等、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。」といった表現にしていきたい。 また、派生商品取引はオフ・バランス取引と異なり、信用供与枠を取引先との契約において設定することは稀であり、趣旨の明確化のため、「信用供与枠の管理」ではなく、「信用供与の管理」と記載いただきたい。	CRE53.36では、期待エクスポージャー計測モデルおよびリスク指標が銀行の信用供与の管理に利用されることは例示として挙げられていると認識。 銀行の信用供与の管理は、取引実行時の取引判断から取引実行後の取引管理・資本管理に至る一連のプロセスとして実施しているが、取引実行時の取引判断においては、ネットینگセット全体ではなく、実行予定の取引毎に与信相当額の算出を行う必要があり、実務上の即応性の観点から、当該取引の与信相当額については、一定の保守性を加味した簡易的な計測モデルにより算出を行う場合がある。 また、中央清算機関との担保契約付き取引が中心となるエンティティなど、信用リスクが限定的なエンティティにおいては、信用供与の管理を同様の簡易的な計測モデルにより実施する場合もある。 かかる処理が認められない場合には実務影響が大きいことから、CRE53.36と同様に、削除いただくか、または例示に留めていただきたい。
84	本則	83	2										現行告示にはない記載であるが、本条文を追加された意図についてご教示いただきたい。また、信用リスク削減手法を用いる場合に発生しうるリスク、およびそれに対してどのような対応が想定されるのか、Q&Aで例示いただきたい。		
85	本則	85	2										有価証券担保等のリスク・アセットの算出範囲	第78条第1項第7号に関連し、本条は有価証券に言及した記載になっているが、現金についてはリスクウェイトが0%であることを踏まえ、取引の相手方に対する信用リスク・アセット額を算出するのみと理解してよいか。	
86	本則	85	2											本条を追加した意図についてお伺いしたい。	
87	本則	89			1			4			□		簡便手法に用いる場合の適格金融資産担保	「3の3-3」という記載は「3の2-3」ではないか。	
88	本則	90	2		1									本項の規定を新設した主旨・背景とともに、どういった取引を想定されているのかご教示いただきたい。	
89	本則	100			2			1			二		ボラティリティ調整率の調整	「その他資本市場取引」の後に「のうち、担保調整に服しているもの」は必要ないか。	対象範囲の確認のため。

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙1および別紙4:信用リスク1柱部分)への意見

No	本則/附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
90	本則	104			1								$E * = (\sum E - \sum C) + 0.4 \times \text{ネット・エクスポージャー} + 0.6 \times (\text{グロス・エクスポージャー} / \sqrt{N}) + \sum (E_{fx} \times H_{fx})$ 以下略	Nは「ネット・セットに含まれる証券の数(Esがネット・セット内の最大のEsの値の十パーセント未満の証券は、Nの数に含めない)」と定義されているが、この「証券の数」について、詳細にQ&A等で示していただきたい(例えば、銘柄数が明細数か、グロスネットか等)。また、Esについても「証券ごとのネット・ポジションの時価の絶対値」とあるが、こちらもNと同様に計測単位等につき、Q&A等でより明確化いただきたい。	
91	本則	105			1			1						対象となる取引は、現金を差し入れ、有価証券を受け入れる、いわゆるリバースレポという理解でよいか。(107条1項1号も同様)	
92	本則	105			1									「証券の貸借取引」の定義を明確化していただきたい。	現行告示上では、「レポ形式の取引」の定義を以下の通り定めている。 「担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻又は売戻条件付売買をいう」 本号の「証券の貸借取引」については、担保付で行わない証券貸付、すなわち、無担保貸付等を指していると考えてよいか。 「証券の貸借取引」が、レポ形式の取引とは別であるかどうか確認させていただきたい。
93	本則	105			1									「適格金融資産担保付取引(取引の相手方が借り入れた金銭を用いて購入する有価証券を…(中略))」について、カッコ内に記載しているのは、以下の例のような考え方で相違ないか。本号カッコ内の内容は個別具体的であるが、現行告示第84条の定義との関連性が不明瞭であるため、明確にいただきたい。 例) Aが、Bとリバースレポ取引を行うケースを考える(AはBに現金を、BはAに有価証券を差入)。 Bは、別のCから借り入れを行い、その借入金で有価証券を購入。Bは、購入した有価証券をAに担保として供する。	(参考) 現行告示第84条では、「適格金融資産担保付取引」について以下のとおり定義されている。 「エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいう」
94	本則	107			2									①ボラティリティ調整率の標準的下限の表中に「当該証券の発行体が中央政府等以外であって、かつ、当該証券が証券化エクスポージャー以外である場合」とあるが、ここでいう「中央政府等」のなかには、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構および我が国の政府関係機関も含まれるという理解でよいか。 ②この表中に記載されている「中央政府等」が、第94条第1項第1号の表の注記にある「特定の発行体」の定義と同一のものであるかどうか、確認させていただきたい。	
95	本則	147			2								先進的内部格付手法の制限対象	連結売上高の判定基準(当該事業法人が連結財務諸表を作成している場合及び内部格付手法採用行が同一のグループに属するものとして管理している場合は連結の売上高であって、直近三年間の平均値又は三年ごとに更新される直近の値)について、以下のとおり修正をお願いしたい。 ①当該事業法人が連結財務諸表を作成している場合及び内部格付手法採用行が同一のグループに属するものとして管理している場合:いずれかの場合のみを用いて判定する形に修正いただきたい。(例えば、連結財務諸表を作成している場合にのみ判定) ②直近三年間の平均値又は三年ごとに更新される直近の値:いずれかの数値を超えたかどうかで判定するのではなく、いずれかの数値を用いて判定することができる形に修正いただきたい。	①2つの基準で同時に判定を行うことは、実務負担(システム等)が非常に大きい中、1つの基準での判定も適切なリスク管理がなされる認識のため。 ②現状の告示案ではA-IRBの適用対象外を判定する際、直近3年間の平均値と3年ごとに更新される直近の値のいずれか一方が500億円を超えたかどうかで判定する必要があるようにも読める。 パーゼル合意文書ではいずれかの数値を用いて判定する趣旨だと理解している。例えば、パーゼル合意文書どおり、売上高の定義と数値の基準は、別章として記載頂くのはいかがか。 (参考) Internal ratings-based approach for credit risk パラグラフ34 34. For exposures to equities, defined in paragraph 26 above, the IRB approaches are not permitted (see paragraph 42). In addition, the A-IRB approach cannot be used for the following: (i) Exposures to general corporates belonging to a group with total consolidated annual revenues greater than €500m. (ii) Exposures in the bank asset class (paragraph 20), and other securities firms and financial institutions (including insurance companies and any other financial institutions in the corporate asset class). In making the assessment above for the revenue threshold, the amounts must be as reported in the audited financial statements of the corporates or, for corporates that are part of consolidated groups, their consolidated groups (according to the accounting standard applicable to the ultimate parent of the consolidated group). The figures must be based on the average amounts calculated over the prior three years, <u>or</u> on the latest amounts updated every three years by the bank.

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙1および別紙4:信用リスク1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
96	本則	147			2			2					先進的内部格付手法の制限対象	第147条第2項第2号ロ「非規制金融機関等」の定義「金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者」と、第1条第37の2号ロ「非規制金融機関」の定義「金融業、保険業その他これらに類する業種に属する事業を主たる事業として営む者」について、下線部箇所が対象とする者に差異が存在するのをご確認させていただきたい。	具体的な計算対象の明確化のため。
97	本則	148			1									第1号、第2号に従うと、個々の「アセットクラス」毎に、標準的手法を適用している一事業単位のリスクアセットが全体の2%を超えているか、標準的手法を適用しているリスクアセットが全体の10%を超えている場合、当該アセットクラスについては、それら基準を超えている限り、内部格付手法を目指すものという内容になっている。アセットクラスの定義が、内部格付手法と標準的手法とで一致していないものが有る認識だが、どのようなアセットクラス区分で、標準的手法適用の割合を判定すればよいか。	
98	本則	148			1			1					一 内部格付手法を適用するアセット・クラス内の標準的手法を用いて算出する信用リスク・アセットの額の合計額、内部格付手法を適用するアセット・クラスの信用リスク・アセットの額の合計額(内部格付手法を適用するアセット・クラス内の標準的手法を用いて算出する信用リスク・アセットの額の合計額を含む。次号において同じ。)に占める割合が十パーセントを超える場合	当該基準の充足は以下に列挙する①～⑨の各アセット・クラス別にそれぞれ判定するのか、それともIRBを適用する全アセットクラスの合計ベース(①～⑨の合計)で判定するのか、確認のためご教示いただきたい。 ① ソブリン向けエクスポージャー ② 金融機関等向けエクスポージャー ③ 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権及び購入債権を除く。) ④ 特定貸付債権 ⑤ 購入事業法人等向けエクスポージャー ⑥ 居住用不動産向けエクスポージャー ⑦ 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー ⑧ その他リテール向けエクスポージャー ⑨ 購入リテール向けエクスポージャー また、趣旨明確化のため、Q&Aで具体例を例示いただきたい。	実務への影響が大きく、趣旨および具体的な算定手順を確認したい。 パーゼル合意文書では10%や2%という明確な数値基準が定められておらず、本邦現行告示で定められている10%、2%の数値基準をスライドさせたものと見受けられる。パーゼルⅡに基いた現行ルールにおいては、アセットクラス毎での重要性の判断までは求められておらず、全体ベースで2%や10%の基準抵触状況の算定が可能であった。今回の規制変更により、本邦において、仮に「アセット・クラス毎」に2%、10%の基準により重要性の判断をすることが求められるのだとすると、各行ともその割合を算出するという実務対応が膨大になるため、対応については慎重にご検討いただきたい。また、アセットクラス毎だとすると、全体に対して設けていた2%、10%という基準が適切かどうか、慎重にご判断いただきたい。
99	本則	148			1								適用除外	適用除外に関してはアセット・クラスにおける定量基準により判定することになったが、第2号に記載がある通り、現行と同じく事業単位での適用除外も認められるという認識でよいか。	
100	本則	148			1			2						「アセット・クラス」と「資産区分」の使い分けの趣旨について明示いただきたい。	同様の意味の用語の併用に意図がなければ、用語を統一した方が分かりやすいと思われる。
101	本則	151			1、2								証券化エクスポージャーに係るものを除く	一般貸倒引当金の総額より、証券化エクスポージャーにかかるものが除かれることとなった経緯をご教示いただきたい。	
102	本則	154			2								先進的内部格付手法採用行は、第四百四十七条第二項に掲げるエクスポージャーに該当しない事業法人等向けエクスポージャー(以下「先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャー」という。)に保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、…保証又はクレジット・デリバティブの信用リスク削減効果を勘案することができる	第147条第2項に掲げるエクスポージャーに該当する事業法人等向けエクスポージャーについては、第154条第1項に定める通り「信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる」と理解しているが、当該解釈でよいか確認させていただきたい。	
103	本則	156			8								LGDフロア計算式	LGDフロア計算式で、Esの計算には通貨ミスマッチを考慮するが、満期ミスマッチは考慮しないように見える。この解釈は正しいか。(164条第3項も同様)	Esが156条3項の定義に従うとすると、満期ミスマッチの考慮はない。

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙1および別紙4:信用リスク1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
104	本則	156			8、9									特定貸付債権に係るLGDフロアの計算方法は、一般の事業法人の場合と同様と理解している。また、保全部分の担保の考え方は、FIRBの適格担保と同様と理解している。 告示案の第1条第54号は現行告示から変更ないが、同号ハで「被担保債権が事業用不動産向け貸付けに該当しないこと」が適格不動産担保の要件として示されている。これを踏まえると、PD/LGD方式を採用するIPREのLGDフロアについては、適格不動産担保を有しない扱いで、フロア値25%(無担保)が適用されることを想定されているのか、ご見解をお示しいただきたい。	
105	本則	158			3			3,4					三 短期かつ流動性の高い貿易取引及び貿易関連の信用状取引その他これに類するもの 四 前号に含まれない短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務その他これに類するもの	現行比、記載内容の修正(追加)が見受けられるが、マチュリティ1年の適用除外となる「短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務その他これに類するもの」の範囲が拡大されるということか。 現行告示Q&A第158条-Q2において、「また、対応する個々の商取引が同一国内で行われる場合も、上記と同様の性質を有するものであれば該当しうると考えられます。」とあり、この「同一国内取引」を明示(例示)したものであるという理解でよいか。	
106	本則	163			2			1					リテール向けエクスポージャーのPD	トランザクターに対する適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーのインプットフロアは0.05%であり、トランザクター以外に対する適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーのインプットフロアが0.1%ではないか。そのため、号を追加するか第1号をトランザクター以外とする必要がある。	
107	本則	163			2			1					リテール向けエクスポージャーのPD	標準的手法では、第67条3項にて「トランザクター」としてリスクウェイト45%を適用する取扱いを「できる規定」と規定しており、以下①②が「トランザクター以外」として保守的な扱いとなるかと思われる。 ①トランザクターではないと判定できるもの、②トランザクターと判定できないものの内部格付手法採用行におけるPDのインプットフロアにおいても、同条と同様、①②については保守的に0.1%を適用することができるという認識でよいか。	判定が必須となると情報の収集や整備などにより相当な負担となるため。
108	本則	165											リテール向けエクスポージャーのEAD	改正前の1項に記載されていた信用リスク削減手法(自行預金との相殺)が改正後7項として分離されたことと併せて、6項で「EADの推計において貸出金と自行預金との相殺の効果を勘案することができる」とされているが、文章表現の変更のみであり、現行の取扱いを変更する意図はないと理解してよいか。	推計方法の見直しを要する可能性があるため。
109	本則	165			2									「リボルビング型の信用供与に該当しない場合にあっては当該未引出額に第78条第1項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引の種類一から六までに応じた掛目を乗じた額とする。」とあるが、パーゼル合意文書IRBパラグラフ125の主旨からすれば、掛目に当局設定値を用いるケースは「他のオフ・バランスシート項目(非リボルビング型)、かつ(and)自行推計値の最低要件を充足していない」場合に限定されている。自行推計値が最低要件を満たしている場合は、自行推計値の利用は許容されていると理解しており、非リボルビング型の場合についても自行推計値の利用は認められるべきであると考え。	(参考) 125. On-balance sheet netting of loans and deposits of a bank to or from a retail customer will be permitted subject to the same conditions outlined in paragraph 190 of the standardised approach. Banks must use their own estimates of EAD for undrawn revolving commitments to extend credit, purchase assets or issue credit substitutes provided the exposure is not subject to a CCF of 100% in the standardised approach (see paragraph 79 of the standardised approach) and the minimum requirements in paragraphs 241 to 251 are satisfied. Foundation approach CCFs must be used for all other off-balance sheet items (for example, undrawn non-revolving commitments), and must be used where the minimum requirements for own estimates of EAD are not met.
110	本則	166											株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額	現行告示第166条6項の規定が削除されているが、現物資産および派生商品取引のショート・ポジションについては、信用リスク・アセットが算出不要になるとの理解でよいか。	
111	本則	174 ~ 177												リース取引については、内部格付手法のセクションに記載されており、標準的手法においては、各種取扱いについては適用されないという理解でよいか。	

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙1および別紙4:信用リスク1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
112	本則	213			1									第213条第1項、第214条第2項第3号でPD推計は件数平均に基づくことが明確化されたが、第232条に最低要件の定めがある。購入事業法人等向けエクスポージャー(トップ・ダウン・アプローチ)・購入リテール向けエクスポージャーのPD推計について、同様の取扱いとなるのか否か明確化いただきたい。	
113	本則	214			2								二 前号に規定するデータには、当該内部格付手法採用行のポートフォリオに関連する景気循環期のデータを適切に含むものとする。	「景気循環期のデータを適切に含むものとする。」とあるが、5年以上のデータ期間があるうえでも1景気循環に満たない場合は自行推計を禁止する意図か。それとも推計値に、例えば保守的な補正を行い対応することなどは可能か。	
114	本則	214			2								リテール向けエクスポージャーのPD等	債務者の数または債権の数に基づく単純平均によるデフォルト率に基づく旨が追加されている。ここで、仮に、債権残高に基づく金額加重平均によるデフォルト率と相応の差があり、リスク特性に差が生じていると認められる場合等において、保守性の観点から金額加重平均によるデフォルト率を採用するといった取扱いは否定されないとの理解でよいか。また、同様に、金額加重平均に着目した検証を行うこと自体が、本号の趣旨に反することになるものではないとの理解でよいか。	
115	本則	214			4								リテール推計における修正	リテールPDにおける所謂「シーズニング調整」については、「PDが信用供与の時期又は経過期間に依存するものであって、短期的なPDの推計値を用いることが不適切である場合は」という前提条件の元で勘案することが求められていたが、当該記載が削除されている。実績値を検証のうえ、経過年数によるPDへの影響が認められないプールについては、シーズニング調整を勘案しないという取扱いが引き続き妥当であると考えているが、そのような理解で良いか。	
116	本則	214			4								リテール推計における修正	リテールLGDにおいても所謂「シーズニング調整」が求められるようになったが、PDと同様に商品性によっては、経過年数によるLGDへの影響が僅少なプールも存在すると考えられる。実績値を検証のうえ、経過年数によるLGDへの影響が認められないプールについては、シーズニング調整を勘案しないという取扱いが妥当であると考えているが、そのような理解で良いか。	
117	本則	224			1								EADの推計方法	「第165条第1項ただし書き」は「第165条第7項」ではないか。	
118	本則	225	2										EAD推計に係る参照データ	「観測起点日(対象となるエクスポージャーのデフォルト事由が発生した日をいう。)」の下線部箇所について、「発生した日」に限定した理由を確認させていただきたい。 デフォルト事由が発生したタイミングの認識については各銀行間にプラクティスの幅があることが想定されるため、パーゼル合意文書よりも狭義の『発生した日』に限定した記載の見直しを要望する。	
119	本則	225	4										僅少な信用供与枠の未引出額に起因して、不適切なEADの推計値が算出されうる可能性を考慮に入れるものとする。	EADに関し、「僅少な信用供与枠の未引出額に起因して、不適切なEADの推計値が算出されうる可能性」を考慮することが求められているが、具体的にどのようなケースを想定されているかご教示いただきたい。	
120	本則	248	4		3								適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 十パーセント	0%から10%に引き上げられた経緯は何か。「任意の時期に無条件で取消可能なコミットメント」と同義ではなく、また、証券化エクスポージャーに関わる箇所については、基本的にパーゼルⅢ最終化に伴う変更はない認識であるため、主旨等明確化いただきたい。	
121	本則	267	2		3								自己居住用不動産向けエクスポージャー又は賃貸用不動産向けエクスポージャー	現行告示Q&A第267条の2-Q1の第20号の説明において、「今後、信用リスクの標準的手法におけるリスク・ウェイトが改訂された場合には、それに応じて本号のリスク・ウェイトも改訂することが想定されます。」とある。今般の規制変更により、抵当権付住宅ローンに関する標準的手法のリスク・ウェイトが大きく変更になった中で、40%以下との基準が据え置かれた背景をご教示いただきたい。現行よりもSTC要件を厳しくする意図がないのであれば、リスク・ウェイト水準を再考いただきたい。	現行の標準的手法における抵当権付住宅ローンに係るリスク・ウェイトは、担保要件充足かつ非延滞であれば、リスク・ウェイト35%であり、必ず40%以下になることから、第20号の要件充足は確保されるものであった。本件改正後では、例えば自己居住用不動産向けエクスポージャーの場合、LTV90%超でリスク・ウェイト40%超になってしまい、現行と比べても厳しくなる。賃貸用不動産向けエクスポージャーに至っては、LTV60%以下でなければ、リスク・ウェイト40%以下になることはないことになる。

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙1および別紙4:信用リスク1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
122	全般												全般 例: 現行告示第七十六条の五(リスク・ウェイトのみなし計算) 現行告示第二百四十八条の二(一の証券化取引における所要自己資本の総額の上限)	新旧対照表において、改正後・改正前欄ともに記載がない条項は、現行告示から変更しないものと理解してよいか。	新旧対照表の前文に改正の説明が記載されているが、そのうち改正前・改正後ともに記載がない条項に関しての言及がなく、明確化を求めるもの。
123	附則	1											告示適用時期について	告示適用時期について、標準的手法を使用する国内基準行は2024年3月31日より適用することが可能とされているが、内部格付手法を使用する国内基準行が当該経過措置の対象外となっている理由をご教示いただきたい。	
124	附則	4			1								経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段	国内基準行が2019年3月31日以降継続して保有しているTLAC債については、経過措置として10年間は旧銀行告示第63条1項または第64条の規定を適用することができるとなっているが、金融機関の格付ではなく、これまでと同様に金融機関が設立された国の格付に応じたリスク・ウェイトが適用できるとの趣旨でよいか。	例えば、格付がA格の本邦金融機関で発行するシニア債は新告示では30%のリスク・ウェイトが適用される一方、同じ金融機関が発行する経過措置対象のTLAC債は20%のリスク・ウェイトが適用されることが想定されることから、解釈を明確にいただきたい。
125	附則	5											資本フロアの算出方法に係る経過措置	「同表の下欄に定めるものとする」とあるが、本条文は経過措置の適用が必須という趣旨なのか確認させていただきたい。	
126	附則	9											自己居住用不動産向けエクスポージャー及び賃貸用不動産向けエクスポージャーの国内基準行の例外に係る経過措置	「抵当権により完全に保全されていること」は「抵当権により完全に保全されている」ではないか。 また、68条の2第1項第2号および第69条の2第1項第2号についても、「抵当権により完全に保全されていない」を「住宅ローンの実行時において抵当権により完全に保全されていない」とする附則が適用されるという理解でよいか。	
127	附則	10			2								株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーに係る経過措置	本条は「できる規定」となっているが、例えば、現行告示でマーケット・ベース方式を適用している上場株式の場合にはリスクウェイト250%を適用(経過措置を適用しない=本則)し、現行リスクウェイト<新リスクウェイト(経過措置勘案後)>の場合には新リスクウェイトを適用する(経過措置を適用する)、という取扱いが可能か確認したい。	

「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」の一部改正案(別紙61:信用リスク3柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
1	本則	2			1								第二条 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。)第十九条の二第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二事業年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。	今般の改正箇所ではないが、「自己資本の構成に関する開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関する開示事項」は、「自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関する開示事項」ではないか。	
2	本則	2			3			3			ニ (4)		標準的手法が適用されるエクスポージャー(第五項に規定する定量的な開示項目のうち、別紙様式第二号第三十八面(CMS2)により作成するものに係るエクスポージャーに限る。)について、内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準とは、CMS2におけるイ欄とロ欄のマッピングの基準という理解でよいか。		
3	本則	10			3			3			ロ	内部格付手法のポートフォリオに分類する基準	「内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準」とは第10条第4項第10号イ(3)で、標準的手法が適用されるポートフォリオを内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準という理解でよいか(内部格付手法の適用除外としたエクスポージャーについて、内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準を記載すると理解)また、標準的適手法を適用するエクスポージャーが発生する見込みがないポートフォリオについてはその旨は記載することでよいかご教示いただきたい。		
4	本則	10			4			10			イ	信用リスクの定義	国内基準行の開示に係る第10条第4項第10号イは信用リスクを「リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー並びに自己資本比率告示第八章の二に規定するCVAリスクを除く」と規定。 一方、国際統一基準における同種の開示について、第2条第5項に規定する「別紙様式第二号第三十八面」は信用リスクを「カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算に係る信用リスクは対象外とする」と規定。 国内基準行は告示第10条第4項第10号イに基づいて信用リスクを取り扱うという理解でよいか、確認したい。		
5	本則	10			4			10			イ	内部格付手法と標準的手法の比較に関する事項(内部格付手法採用行に限る)	開示の対象となるエクスポージャーは「内部格付手法が適用されるポートフォリオ」との比較に係るものであるため、本件開示対象に中央清算機関関連エクスポージャーは含まれないという理解でよいか。		

「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」の一部改正案(別紙64:信用リスク3柱様式部分)への意見

No	別紙様式第●号	第●面	様式名	項番・注番号	該当箇所	コメント	理由等
1	2	1	OV1:リスク・アセットの概要	b,y		<p>株式等エクスポージャーの集計箇所について、以下の理解でよいか確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正前(銀行)告示第166条第1項第1号(マーケット・ベース方式)により信用リスクアセットの額を算出している場合:項番11 ・改正前(銀行)告示第166条第1項第2号(PD/LGD方式)により信用リスクアセットの額を算出している場合:項番3 ・上記のいずれでもない場合(=標準的手法により信用リスクアセットの額を算出している場合):項番2 <p>項番3または項番11に集計される場合とは、附則第10条第2項の規定を適用し、①現行内部格付手法におけるリスクウェイト、および②新しい標準的手法で用いるリスクウェイト(経過措置により段階的に引き上げられるリスクウェイトを適用)のうち、①が②を上回るケースであるとの理解でよいか。</p>	
2	2	1	OV1:リスク・アセットの概要	23		<p>「勘定間の振替分」は、トレーディング勘定とバンキング勘定との間の振替えに関して使用するものと推察されるが、どういった場合に何を記載すべきか、注釈で明確化いただきたい。</p>	
3	2	1	OV1:リスク・アセットの概要	v	v 「CVAリスクうち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の三及び第十五面の四の開示を行う場合、第十五面の三の項番7「合計」の項イ欄の額及び第十五面の四の項番2「当四半期末」の項イ欄の額と一致する。	<p>『第十五面の四の項番2「当四半期末」の項イ欄の額と一致する。』旨の記載を削除いただきたい。</p>	<p>「第十五面の四」(CVA4:CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表)はSA-CVAとBA-CVAの合計額の変動を記載する表のため、『「CVAリスクうち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額』とは一致しないと考えられる。</p> <p>3柱のパーゼル合意文書では、「CVA4:CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表」の「テンプレート間のリンク」の記載は「CVA3:CVAに係る標準的手法(SA-CVA)」のそれと異なり、CVA4の項番2はOV1の項番10(SA-CVA、BA-CVAの合計)と一致する旨の記載となっている。</p>
4	2	1	OV1:リスク・アセットの概要	xx		<p>CMS1の項番7のイ欄は斜線となっている(集計の該当がない)が、OV1で「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(ルックスルー方式、マンドート方式、蓋然性方式250%、蓋然性方式400%、フォールバック方式1250%)」の各項目に集計される信用リスクアセットの額(銀行告示第167条第2項、第7項、第10項第一号、第10項第二号、第11項に基づく)は、CMS1の集計上は、内部格付手法が適用されているものの、内部モデルを用いて算出したリスク・アセットの額に該当しないという理解でよいか。</p>	
5	2	1	OV1:リスク・アセットの概要	xx		<p>「信用リスクうち、重要な出資のエクスポージャー」のイ欄の額、(中略)項番7「経過措置により算入されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額…(略)</p> <p>上記下線部分は項番11ではないか。(別紙様式第4号第1面も同様)</p>	
6	2	8の2	CR5b	4・j	リスク・ウェイトの記載	<p>表では85%となっているが、注釈では80%となっている。リスク・ウェイト80%、85%ともに適用される数値であるため、表にリスク・ウェイト80%の行を追加し、注釈には85%の説明を追加してもらいたい。(別紙様式第4号第6の2面も同様)</p>	<p>リスク・ウェイト80%は自己資本比率告示第65条の2第4項に定めるプロジェクトファイナンスに、リスク・ウェイト85%は自己資本比率告示第65条第4項に定める中堅中小企業等向けエクスポージャーに充てられるため。</p>

「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」の一部改正案(別紙64:信用リスク3柱様式部分)への意見

No	別紙様式第●号	第●面	様式名	項番・注番号	該当箇所	コメント	理由等
7	2	37	CMS1	a		イ欄に集計すべき「内部モデルを用いた手法」として「内部格付手法」が挙げられているが、項番1(信用リスク)、項番2(カウンターパーティー信用リスク)、項番4(証券化エクスポージャー)、項番7(その他リスク・アセット)について、イ欄とロ欄の分類方法をより明確に記載いただきたい。内部格付手法に基づいてリスクウェイトが決定されるものはイ欄、標準的手法にもとづいてリスクウェイトが決定されるものまたは固定のリスクウェイトが適用されるものはロ欄に集計するという理解でよいか。	
8	2	37	CMS1	a		期待エクスポージャー方式が適用されているものはイ欄に集計することとされているが、リスクウェイトが標準的手法にもとづいて決定されるものであっても、イ欄に集計することを意図しているのか。	
9	2	37	CMS1	2		イ欄に集計するものは、OV1の項番7(SA-CCR適用分)、項番8(期待エクスポージャー方式適用分)、中央清算機関関連エクスポージャー、項番9(その他)のうち、リスクウェイトが内部格付手法にもとづき算出されるものとの理解でよいか。 また、中央清算機関関連エクスポージャーはロ欄に記載するのか。	
10	2	37	CMS1	4		イ欄に集計するのは、OV1の項番17(内部格付手法準拠方式適用分)、項番18(内部評価方式適用分)、ロ欄に集計するのは、項番18(外部格付準拠方式適用分)、項番19(標準的手法準拠方式適用分)および1250%のリスク・ウェイト適用分という理解でよいか。	
11	2	37	CMS1	ハ	「リスク・アセットの額」	表題「リスク・アセットの額」の文字の下に「イ+ロ」の表記を加えてはどうか。	バーゼル合意文書上のフォーマット(「イ+ロ」相当の「(a+b)」の表記あり)および投資家向けのわかりやすさの観点
12	2	37	CMS1	k		第一面(OV1)の項番15「未決済取引」相当も、項番7「その他リスク・アセットの額」の内数に含まれるのではないかと(バーゼル合意文書上のフォーマットの「7.Residual RWA」にもsettlement riskとして内数に含まれている認識)。	
13	2	37	CMS1	k	同面の項番7「経過措置により算入されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額	『同面の項番7「経過措置により算入されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額』とあるが、下線部箇所は『同面の項番11「経過措置により算入されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額』と思われる。	
14	2	38	CMS2	c		ハ欄に記載するのは、内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額に、(内部格付手法を適用しない)標準的手法適用分の信用リスク・アセットの額を加算したものとの理解でよいか。	
15	2	38	CMS2	イ、ロ		CMS2は内部格付手法のエクスポージャー区分を集計区分とし、イ欄で内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額を記載し、ロ欄で、イ欄で集計したエクスポージャーについて標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額を記載する理解でよいか。	

「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」の一部改正案(別紙64:信用リスク3柱様式部分)への意見

No	別紙様式第●号	第●面	様式名	項番・注番号	該当箇所	コメント	理由等
16	2	38	CMS2	k		<p>項番3で集計する株式等エクスポージャーは、以下の理解でよいか。</p> <p>(経過措置期間中) イ欄:改正前(銀行)告示第166条第1項第2号(PD/LGD方式)により信用リスク・アセットの額を算出しているもの(経過措置期間中に改正前(銀行)告示第166条第1項第1号(マーケット・ベース方式)により信用リスク・アセットの額を算出しているものは含まない) ハ欄:イ欄+標準的手法に基づき信用リスク・アセットの額を算出しているもの</p> <p>(経過措置終了後) ハ欄:経過措置期間中に改正前(銀行)告示第166条第1項第1号(マーケット・ベース方式)により信用リスク・アセットの額を算出していたものを含め、すべての株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額をハ欄に記載する。</p>	
17	2	38	CMS2	l	また、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合には、その額を記載すること。	<p>記載する方法としては以下のいずれを想定されているか。(ローン・パーティシペーションの場合のセラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額も同様)</p> <p>①CMS2欄外の注釈に希薄化リスク分を記載 ②項番4に希薄化リスク分を加算 ③行を追加し、希薄化リスク分を記載</p> <p>(別紙様式第4号第30面も同様)</p>	
18	2	38	CMS2	l		<p>上記②の場合、デフォルトリスク相当分の信用リスク・アセットの額は項番4(購入債権)のイ欄に含まれると考えられるので、「希薄化リスク相当分の信用リスク・アセットの額を算出している場合には、その額を含めて記載すること」と記載したほうが分かりやすいと思われる(現在の案文では、デフォルトリスク相当分の信用リスク・アセットの額は記載しないようにも受け取れるため)。</p>	
19	8					<p>別紙様式第8号(四半期開示)の各面の開示時期については、現状、「主要行等向けの総合的な監督指針」のⅢ-3-2-4-5(自己資本の充実の状況等の開示)の(6)四半期ごとの開示事項においてその目途が示されているが、今回の改正で新たに加わる帳票も含め、改めて開示時期の目途を明示いただきたい。</p>	

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙2:CVAリスク1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
1	本則	270	4	23	2								「参照先のクレジット・スプレッドに係るCVA感応度等」	バーゼルフレームワークと本邦告示でバケットとの間の相関係数が相違している点がある。	バケット番号「3又は10」×「6又は13」のバケット間の相関係数について、バーゼルフレームワークのMAR50.67(1)では20%とされており、当該相関係数は20%と考えられる。(告示案の[表 別紙2]は25%)
2	本則	270	4	24	3								「参照先のクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスク・ファクターの感応度等」	バーゼルフレームワークと本邦告示でリスクウェイトが相違している点がある。	バケット番号15のリスクウェイトについて、バーゼルフレームワークのMAR50.68(3)では12.0%とされており、当該リスクウェイトは12.0%と考えられる。(告示案の[表 別紙3]は12.5%)
3	本則	270	4	26	2								「株式のデルタ・リスクのバケットとベガ・リスクのバケットとの間の相関係数」	バーゼル合意文書と本邦告示で明確でない点、相違している点があるため、以下の点を修正いただきたい。 ①相関係数であることから、同種同士は100%であり、告示の表にて明確化をお願いしたい。(告示案の表だと15%等) ②バーゼル合意文書では「The cross-bucket correlation between 12 and 13 is set at 75%。」とされており「12×13」は75%と考えられる。(告示案の表だと45%)	
4	本則	270	4	29	3								「コモディティに係るデルタ及びベガ・リスク・ファクターの感応度等」	バーゼルフレームワークと本邦告示でリスクウェイトが相違している点がある。	バケット番号7のリスクウェイトについて、バーゼルフレームワークのMAR50.76(3)では20%とされており、当該リスクウェイトは20%と考えられる。(告示案の[表 別紙4]は70%)
5	本則												CVAリスク	現行および新規制の第79条のSA-CCRで認められている、原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額の算出対象外について、SA-CVAもBA-CVAについても算出対象外であることを告示または告示Q&Aで明記いただきたい。	CVAリスク・アセットにおける外国為替関連取引の算出対象を規定する同条項の適用範囲に解釈の余地があり、解釈によっては、外国為替関連取引の信用リスク・アセットとCVAリスク・アセットの算出対象に意図しない差分が生じる可能性があるため。

「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」の一部改正案(別紙65:CVAリスク3柱様式部分)への意見

No	別紙様式 第●号	第● 面	様式名	項番・注番 号	該当箇所	コメント	理由等
1			全般		別紙様式の取扱い	CVAリスク告示案(3柱)様式案は国際統一基準行向けの改正案が中心であるが、今後国内基準行用に新規の別紙様式を制定する等の追加の改正案を作成する予定はあるか。もし予定がある場合は早期にお示しいただきたい。	
2	2	15の 2	CVA2	a,b	a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第270条の3の3又は持株自己資本比率告示第248条の3の3に定めるKreduced の値を8パーセントで除して得た額を記載すること。 b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第270条の3の3又は持株自己資本比率告示第248条の3の3に定めるKhedged の値を8パーセントで除して得た額を記載すること。	KreducedおよびKhedgedについて、割引係数(DSBA-CVA)0.65を乗じた値を8%で除して得た額に修正していただきたい。	告示第270条の3の3にCVAリスク相当額は所要自己資本額(Kfull)に割引係数(DSBA-CVA)0.65を乗じて得た額と記載されているため。

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙3:マーケット・リスク 1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
1	本則	1						94				□	□ 時間価値の影響を含み、リスク理論損益と実損益においても整合的に扱うものであること。	バーゼル合意文書MAR10.32およびMAR32.27との平仄を取ると、「□ 時間価値の影響につき、リスク理論損益と整合的に扱うものであること。」とするのが妥当ではないか。時間価値の影響について、仮想損益(HPL)とリスク理論損益(RTPL)の平仄を取ることを規定(HPLを含むならばRTPLも含む。あるいはHPLを含まないならばRTPLも含まない)しているだけではないか。	HPL、RTPLについて、“be included in the APL, HPL and RTPL”とはあえてしていないため、APL同様に時間効果の影響を含めなければならないとまでは読めないと考えられる(特にMAR32.27)。 MAR10.32 【中略】 Time effects should be treated in a consistent manner in the HPL and risk-theoretical P&L. MAR32.27 【中略】 P&L due to the passage of time should be included in the APL and should be treated consistently in both HPL and RTPL.
2	銀行持株会社:別紙9本則	4						4					マーケットリスク相当額不算入の特例における、外国為替リスク・カテゴリーの全体ネットポジションの額(1,000億円未満)について	該当部分は銀行に適用される条件と同一であることから、銀行持株会社に対する条件については緩和等の措置を検討いただきたい。	子銀行においてマーケット・リスク相当額不算入の特例が認められた場合においても、持株会社は不算入特例の対象とはならないケース(子銀行のポジションを合算すると持株会社ベースで為替ネットエクスポージャーが千億を超過するとき)がある。この場合、不算入特例の適用のためには、子銀行はポジション削減等の必要性が生じるなど、子銀行単体レベルでみたリスクテイク水準に不公平感があるため。
3	本則	11	3		2								特定取引等(規則第13条の6の3第2項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。)に係る資産又は負債として保有している商品(以下この章から第5章まで「特定取引等商品」という。)のうち、次に掲げるもの以外は、トレーディング勘定に分類するものとする。	第11条の3第2項に「特定取引勘定に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債」との記載があった方がよいと考えられる。	記載することにより第11条の4第2項のpresumptive listに反証できる該当商品と読み取れることになると思われる。
4	本則	11	3		3			2				イ	当該ファンドの構成銘柄について、銀行がルックスルー(個々のエクスポージャーに関する情報について直接保有するものと同様に把握することをいう。以下この章から第5章及び第9章において同じ。)をすることができ、かつ、独立した第三者により検証された十分な情報を取得していること。	「十分な情報」とは、リスク・アセット算出に利用するに足る十分な情報と解してよいか。	
5	本則	11	3		3			2				□	銀行が当該ファンドの市場価額を日次で入手しており、かつ、当該ファンドの運用基準及びマーケット・リスク相当額に関する情報を取得していること。	「マーケット・リスク相当額に関する情報」とは、リスク・アセット算出に利用可能な情報(例:感応度等)と解してよいか。	

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙3: マーケット・リスク 1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
6	本則	11	3		4			3					引受け業務から生じる商品	「引受け業務から生じる商品」は、トレーディング勘定に分類すると規定されているが、自行が長期保有等の目的(トレーディング目的以外)で引き受ける商品はバンキング勘定に分類できるという理解でよいか。(22条の3第4項第3号、34条の3第4項第3号、45条の3第4項第3号も同様)	トレーディング勘定の対象の明確化のため。 「引受け業務から生じる商品」はトレーディング勘定に分類すると規定されているが、ここでいう「引受け業務」とは「一般投資家への売り出しを目的として、新規に発行された債券や株式を買い取る業務(アンダーライティング)」のことであり、銀行が発行市場から債券を買取引受けする場合は、実態として単なる発行市場からの「購入」であることから、「引受け業務」に該当しないという理解でよいか。(例: 自行が地方債・政府保証債等の債券を発行体から引き受け、長期保有等の目的(トレーディング目的以外)で保有する場合は、バンキング勘定に分類できる。)
7	本則	11	3		7								銀行は、トレーディング勘定に分類する商品のうち、会計上で公正価値評価が求められているものについては、公正価値を日次で計測し、評価損益を認識するものとする。	CAT債、地震デリバティブ等、時価やパラメータが日次更新されない商品があるため、個別商品特性に準じた柔軟な管理方法を許容いただきたい。	
8	本則	11	4		2								前条第3項の規定にかかわらず、同項の規定によりトレーディング勘定に分類された商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。	第11条の3第3項と第11条の4第2項を合わせて、バーゼル合意文書の presumptive listに相当するものを規定しているという建付けが難解であるため、Q&A等で補足説明をしていただきたい。	
9	本則	11	5		2								銀行のマーケット・リスク管理部署は、前項の分類について、商品取引時に適切に行われているか検証を行うものとする。	①「商品取引時」とは新商品取引時の意味か否か、②「検証」の具体的目線について、趣旨を確認させていただきたい。	
10	本則	11	6		1,3								(第1項) 一 トレーディング勘定に分類した商品をバンキング勘定に移し替えること。 二 バンキング勘定に分類した商品をトレーディング勘定に移し替えること。 (第3項) 三 勘定間の振替を行う商品の保有目的がトレーディング目的でない旨の説明	同条第3項3号において「トレーディング目的でない旨の説明」とある一方、第1項第1号はトレーディング勘定からバンキング勘定、同第2号ではバンキング勘定からトレーディング勘定、双方の記載がある。第3項第3号は第1項第1号のみの想定である旨の記載が必要ではないか。	
11	本則	11	7					1					勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上	勘定間の振替に伴い計上する所要自己資本額は、当該振替が発生した期の決算期末時点でのマーケット・リスク相当額を用いて所要自己資本額の比較を行い、減少分を加算することでよいか。それとも差額調整の対象は振替基準日のマーケット・リスク相当額か。	勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上の基準日を確認するもの。
12	本則	11	7					1					前条第1項第1号に掲げる勘定間の振替を行った結果、所要自己資本の額が減少した場合 当該減少分を信用リスク・アセットの額に加算するものとする。	トレーディング勘定からバンキング勘定のみではなく、バンキング勘定からトレーディング勘定の場合も減少分を信用リスク・アセットに加算するということが相違ないか。 振替明細が残存する期間は、振替前後の2種類の所要自己資本を計測し続け、その差額(減少額)を把握する必要があるか(内部モデル方式の60日平均のため)。	

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙3:マーケット・リスク 1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
13	本則	11	8		1			2					当該方針に係る「取締役会」の承認 手続	「取締役会」を「取締役会等」に修正いただきたい。 (22条の8第1項第2号、34条の8第1項第2号、45条の8第1項第2号、273条 第8号も同様)	第271条の3(トレーディング・デスクの要件)では、トレーディング・リミットが「取締役会 等」により1年に1回以上見直されていることが求められており、該当箇所が「取締役 会」である必要性に乏しいため。
14	本則	11	11		1			3					内部取引担当デスクは、第271条の 3第3項第10号に規定する要件を満 たすこと。	第271条の3第3項第10号は以下のとおり、内部モデル方式(IMA)に関する前提 であることから、該当箇所の記載は修正が必要ではないか。 十 1週間に1回以上の頻度でトレーディング・デスクに係るリスク管理報告書 (次に掲げる事項を含む。)が作成されていること。 イ 損益報告(プロダクト・コントローラー(公正価値算定結果に対する独立検証 及び評価調整の役割を担う者をいう。))により定期的に又は必要に応じて行わ れる検証の結果を含む。) ロ バリュース・アット・リスク及び期待ショート・フォールに関する報告(リスク・ファ クターに対するバリュース・アット・リスク及び期待ショート・フォールの計算に用い る感応度、バック・テスト及びP値(仮想損益又は実損益が信頼水準99 パーセントのバリュース・アット・リスクの棄却域に含まれる確率をいう。第275条 の8第1項において同じ。))を含む内部管理及び規制上のリスク計測報告を含 む。)	第10号が内部モデルに関する記述であることを踏まえると、「三 内部取引担当デスク は、第271条の3第3項(第10号を除く)に規定する要件を満たすこと。」とされたい趣 旨と思量するため。
15	本則	11	11		1			3					内部取引担当デスクはトレーディングデスクの要件を満たす必要がある旨の記 載があるが、バーゼルフレームワーク(RBC25.25)では、内部取引担当デスク にはトレーディングデスクの定性要件の充足は求めない旨FAQで記載があるの で、本要件の要否を再検討いただきたい。	バーゼルフレームワーク(RBC25.25)では、内部取引担当デスクにはトレーディングデ スクの定性要件の充足は求めない旨FAQで記載があるため。 また、内部取引担当デスクは、デスク内デスクとなり、内部取引のみを扱う独立した組 織とするのは困難であり、内部取引担当デスクにデスク要件を課すのは、海外等小規 模な拠点もあり実現不可能であるため。	
16	本則	34	4		3			2					バンキング勘定への分類基準	特定取引勘定設置銀行の文が一部欠落している。	
17	銀行持 株会 社:別 紙9 本 則	249	2		4			4					(銀行持株会社:別紙9) 簡易方式が認められる場合におけ る、外国為替リスク・カテゴリーの全 体ネットポジションの額(1,000億円 未満)について	該当部分は銀行に適用される条件と同一であることから、銀行持株会社に対 する条件については緩和等の措置を検討いただきたい。	本告示案では、不算入特例の適用条件が銀行と持株会社で同条件であるため、結果 として持株会社レベルでは不算入特例が認められない場合がある。こうした銀行・持 株会社に対する措置として、簡易方式の適用が可能となるよう、条件緩和の検討をお 願いたい。
18	本則	271	2.3										マーケット・リスク相当額の算出方 式	第271条の2の規定にもとづき簡易的方式を採用できない銀行が第271条の3 に規定するトレーディング・デスクの要件を満たさない場合、標準的方式を採用 することは可能なか、それとも標準的方式を採用できないのであれば当該銀 行は簡易的方式を用いることになるのか。	

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙3:マーケット・リスク 1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
19	本則	271	2		4,5								マーケット・リスク相当額の算出方式	持株会社の計算方法を下記の例を通じて確認させていただきたい。 持株会社Aには傘下銀行B・Cの2行が存在。第271条の2第4項にもとづき、Bは標準的手法が適用され、Cは簡易的方式が適用できるケースを想定した場合、持株会社Aのマーケット・リスク相当額は、B行の標準的方式の額とC行の簡易的方式の額の合算という理解でよいか。	
20	本則	271	3		1,2								内部モデル方式採用行又は標準的方式採用行は、トレーディング・デスクを設置するものとする。 2 各トレーディング・デスクは、次の各号に掲げる算出方式の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。ただし、バンキング勘定において保有する外国為替又はコモディティのポジションに係るリスクを扱うデスクである場合は、この限りでない。 一 内部モデル方式 次項各号に掲げる要件 二 標準的方式 次項各号(第10号口を除く。)に掲げる要件	バーゼル合意文書MAR12.2ではIMAデスクに限った記載になっているように読める一方、告示案では内部モデル方式のデスク、標準的方式のデスク双方について、トレーディング・デスクごとの管理を求めているように読める。当該差異の事由をご教示いただきたい。	
21	本則	271	3		3			5,6					五 取締役会等(取締役会又は取締役会の下部機関である会議体をいう。以下この章において同じ。)への明確な報告態勢が整備されていること。 六 トレーダーの報酬がトレーディング・デスクの業績と連動する報酬体系である場合には、トレーディング・デスクの目的と整合的な報酬体系が整備されていること。	「明確な報告態勢が整備」とはデスクごとの損益管理やポジション管理を意図していると考えられる。一律の報告態勢を整備するという趣旨ではないという理解でよいか。	
22	本則	271	3		3			8			ホ		事業戦略に係る文書(次に掲げる事項を含む。)が作成されていること。 【略】 ホ 定期的な経営情報(トレーディング・デスクの収益、費用及びマーケット・リスク相当額を含む。)	「トレーディング・デスクの収益、費用及びマーケット・リスク相当額」について、管理・報告の対象となる収益・費用は、市場リスク管理に資する範囲に留める等、重要性の原則に従った対応を許容いただきたい。	海外拠点の小規模デスクの場合、収益、費用をデスクごとに細分するのが困難であるケース、グローバル・ブック(東京に集中記帳して一元管理)のケース等がある。

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙3:マーケット・リスク 1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
23	本則	271	3		3			9				□	トレーディング・デスクの事業戦略に基づいたトレーディング・リミット(次に掲げる事項を含む。)が明確に定められており、かつ、当該トレーディング・リミットが取締役会等により1年に1回以上見直されていること。 (1)トレーディング・デスクごとに設定された残高限度額(想定元本による残高限度額を含む。) (2)トレーディング勘定全体の残高限度額 (3)トレーディング・デスクの運営方針	「残高」の定義をデルタや想定元本等を含むポジション管理単位と解釈して問題ないか。	
24	本則	271	3		3			10				イ	損益報告(プロダクト・コントローラー(公正価値算定結果に対する独立検証及び評価調整の役割を担う者をいう。))により定期的に又は必要に応じて行われる検証の結果を含む。)	損益報告は「1週間に1回以上」の頻度と理解しているが、本条文でいう「検証」とは、プロダクト・コントロールの観点で定期的実施されていけばよい(検証は週次が必須ではない)。	
25	本則	271	3		3			10				□	バリュー・アット・リスク及び期待ショート・フォールに関する報告(リスク・ファクターに対するバリュー・アット・リスク及び期待ショート・フォールの計算に用いる感応度、バック・テスト及びP値(仮想損益又は実損益が信頼水準99パーセントのバリュー・アット・リスクの棄却域に含まれる確率をいう。第275条の8第1項において同じ。))を含む内部管理及び規制上のリスク計測報告を含む。)	1週間に1回以上の頻度で報告すべき「期待ショート・フォール」のうち、「規制上のリスク計測」とは具体的に何を指しているか。IMCC(c), IMCC(c.i), ES(R,S)等、IMCCのコンポーネントの意味か。60日平均など、規制上の所要自己資本と同一定義の計数の週次報告は困難。	
26	本則	271	3		3			10				□	バリュー・アット・リスク及び期待ショート・フォールに関する報告(リスク・ファクターに対するバリュー・アット・リスク及び期待ショート・フォールの計算に用いる感応度、バック・テスト及びP値(仮想損益又は実損益が信頼水準99パーセントのバリュー・アット・リスクの棄却域に含まれる確率をいう。第275条の8第1項において同じ。))を含む内部管理及び規制上のリスク計測報告を含む。)	「ESの感応度」とは、「デスクの金利や為替の感応度」で相違ないか。週次は負担が大きく、本対応は困難。	
27	本則	271	3		3			11				イ	次に掲げる報告書が作成され、かつ、金融庁長官の求めに応じて提出できるように整備されていること。 イ 商品の保有期間報告書	対象商品は有価証券の在庫等、任意としていただきたい。金利スワップ等の商品に関して、保有期間を報告する価値・効果を説明するのは困難。	
28	本則	271	3		3			11				□	□ トレーディング・リミットの超過の事実及びそれに対する措置に関する日次報告書	更新頻度を一律「日次」とするのは困難であるため、重要性の原則に従った、海外拠点の小規模デスクに対する簡便的な対応等を許容いただきたい。	海外の小規模デスクはポジション・損益の報告頻度が週次ないし月次となっているケースがあるもの。

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙3: マーケット・リスク 1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
29	本則	272	6					10				ロ	(1)	<p>内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額の算出に当たっては、次に掲げる手順によること。 (1) 各トレーディング・デスクは、損益要因分析テストを継続的に満たすリスク・ファクターを特定すること。</p> <p>本号ロ(1)は、「リスク・ファクターの特定の実施はトレーディング・デスクに限定する」と解釈できるが、同特定の実施をトレーディング・デスク以外の部署が行うことは可能か。 仮にトレーディング・デスク以外での実施が可能であれば、趣旨を明確にするために、本号ロ(1)を「銀行は、各トレーディング・デスクが損益要因分析テストを継続的に満たすリスク・ファクターを特定すること。」等に変更いただきたい。</p>	<p>本条は、バーゼル合意文書MAR30.4-(3)に対応して作成されていると理解。 (3) (中略) (a) Each trading desk must satisfy profit and loss (P&L) attribution (PLA) tests on an ongoing basis to be eligible to use the IMA to determine market risk capital requirements. In order to conduct the PLA test, the bank must identify the set of risk factors to be used to determine its market risk capital requirements. (b) (以下略) (a)の第一文でトレーディング・デスクが満たす要件が定められている一方で、リスク・ファクターの特定を指示する第二文は、トレーディング・デスクに限定されていないことが確認できる。</p>
30	本則	272	6					12				イ		<p>各トレーダー等のポジションの状況</p> <p>「各トレーダー等のポジションの状況」あるいは「ポジションの状況」に修文いただきたい。全てのデスクについて、トレーダー単位での管理が必須となると対応が困難。</p>	<p>収益インセンティブのあるプロップ・トレーダーあるいは各デスクのヘッド・トレーダーといった、市場コンダクト・リスクが高いあるいは操作権限の大きいトレーダーを個別に切り出してポジション管理するのは合理的だと考えられる。一方、個人の収益目標や操作権限がなく、対顧客フローをオーダーどおりに執行するだけのアシスタント・トレーダーまで、ポジション状況を独立したリスク管理部署が逐次把握するのは過剰だと考えられる。重要性の原則に鑑み、各デスクの収益の管理単位に応じたポジション管理を許容いただきたい。</p>
31	本則	272	6					18						<p>マーケット・リスク管理部署の管理者は、各トレーダーのポジションの削減を指示する権限を有すること。</p> <p>上記と同様に「各トレーダー等のポジションの削減」あるいは「各トレーディング・デスクに対し、ポジションの削減」に修文いただきたい。</p>	<p>同上</p>
32	本則	272	6					22						<p>内部モデル方式を含むマーケット・リスク計測に関連するシステムが次に掲げる要件を満たすこと。 イ 内部監査を行う部門及びモデル検証部署又は外部監査を行う者のいずれかによって1年に1回以上の頻度で検証が行われるものであること。 (中略) ニ イの検証は、次に掲げる事項を含むものであること。 (1) マーケット・リスク管理部署の体制の適切性 (2) リスク管理モデルの理論及びモデル管理の手順に係る文書の十分性 (3) (以下略)</p> <p>本条における「マーケット・リスク計測に関連するシステム」での「システム」は、「ITシステム」に限定されず、リスク計測に関連する「枠組み」の意味で解釈すればよい。</p>	<p>従前の年次内部監査要件(改定後条文では検証)を記した第274条第2項第8号は、「マーケット・リスクの計測過程について原則として1年に1回以上の頻度で内部監査が行われること」として、監査の対象をリスク計測の対象全般に広く捉えていた。また、同号二の(1)~(12)に示される検証が含むべき事項には、「(1) マーケット・リスク管理部署の体制の適切性」等のITシステムに限定されない内容を含んでいる。</p>
33	本則	273						1						<p>ストレス・テストの計測対象には、マーケット・リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクその他の銀行全体の主要なリスク(発生確率が低い事業を含む。)を含むものとなること。</p> <p>「マーケット・リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクその他の銀行全体の主要なリスク(発生確率が低い事業を含む。)」は、バーゼル合意文書(MAR30.20)ではストレス・シナリオの要素として説明されている。したがって、これらのリスクはストレス・テストの計測対象(273条第1号)ではなく、ストレス・シナリオの要素(同条第3号)に該当するものではないか。</p>	

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙3:マーケット・リスク 1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
34	本則	273						2					各トレーディング・デスク及び銀行全体のストレスを含むものとなっており、かつ、内部モデル方式採用行のリスク特性を反映したものとなっていること。	内部モデル方式のデスク、標準的方式のデスクを問わず、銀行のリスク特性を反映すべきということか。リスク特性の反映について、重要性の原則に則り、各デスクの取扱い粒度に差異が生じることは問題ないか。	
35	本則	273						6						本号で掲げられているシナリオはすべて用いなければならないのか。あるいは掲げられたシナリオの一部でもよいということか。	バーゼル合意文書(MAR30.23)では、掲げられたストレスシナリオをすべて含まなければならないとは読めないため。
36	本則	274						5			ハ		主要通貨及び市場における金利変動に対する重要なエクスポージャーについては、少なくとも6個のリスク・ファクターを用いてイールド・カーブをモデル化すると。	「主要通貨かつ主要市場」(例:ドルのスワップ)等の表現の方が適切ではないか。	
37	本則	274	2		2			1			ハ		イ及びロに掲げる要件を満たしているかどうかについて、1月に1回の頻度でモニタリングすること。	利用するRPOデータ、モデル化可能性テスト(RFET)の結果の適用時期のタイム・ラグについて、許容していただきたい。また、月次のモニタリングの目的・用途をご教示いただきたい。	
38	本則	275	2		1								内部モデル方式採用行は、全社的なバック・テストにおいて、評価日を含む直近250営業日の日次のバリュエーション・リスクと日次の実損益及び仮想損益とを比較するものとする。	第275条の3第7項および第275条の4第2項の「参照日」が対象となるデータの基準日期間の場合、「評価日を含む直近250営業日」という記載と矛盾しないか。	
39	本則	275	3		2									前項では250営業日のVaRと記載されているが、本項では時系列データの期間は12か月と記載されている。250営業日と12か月の記載を統一した方がよいのではないか。	

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙3:マーケット・リスク 1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
40	本則	275 275	3 4		7 2								<p>内部モデル方式採用行は、各トレーディング・デスクに対するバック・テストを四半期ごとに実施するものとする。この場合において、当該バック・テストの参照日は、第274条の5第1項の規定により四半期ごとに実施するリスク・ファクターのモデル化可能性テストの参照日と一致するものとする。</p> <p>内部モデル方式採用行は、各トレーディング・デスクに対する損益要因分析テストを四半期ごとに実施するものとする。この場合において、当該損益要因分析テストの参照日は、第274条の5第1項の規定により四半期ごとに実施するリスク・ファクターのモデル化可能性テストの参照日と一致するものとする。</p>	「参照日」とは何を意味しているか。対象となるデータの基準日期間と解釈すると、適用時期のタイム・ラグや四半期次と異なる頻度でのRFETが許容されないと読めるが、どう考えればよいか。	<p>実務上は以下の対応となり、①と③で最大2ヶ月(2021年7月末▲同5月末)のラグが発生するもの。RFETを四半期ごとに実施する金融機関の場合は最大4ヶ月のラグ。</p> <p>①RFETに利用するRPOデータ: 2020年6月-2021年5月 ②RFET実施: 2021年6月 ③②の適用時期: 2021年7月初-同7月末</p>
41	本則	275	5		2								<p>損益要因分析テストにおけるリスク理論損益の算出に当たって、トレーディング・デスクのリスク管理モデルが追加的な残余リスク(トレーディング・デスクのリスク管理モデルのリスク・ファクターでは捕捉されているが、内部モデル方式に係る内部モデルでは捕捉されていないリスクをいう。)を含むデータを使用している場合には、当該トレーディング・デスクのリスク管理モデルに用いている全てのリスク・ファクターの変動を含むものとする。</p>	原則規定であって、損益要因分析(PLA)テストを充足し、第274条第1項第1号の「当該リスク・ファクターがトレーディング・デスクの内部リスク管理モデルに含まれない場合には、その理由を示すものとする。」に従った金融庁宛の報告がされていなければ問題ないということでしょうか。	
42	本則	276	3		2			1					<p>低減したリスク・ファクターが次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、金融庁長官の承認を受けたものであること</p>	「低減したリスク・ファクターの選定方針」に係る承認と修文いただきたい。	低減したリスク・ファクター一つ一つにつき、金融庁長官の承認を拝領するのは、承認申請が頻発し、実務運用として現実的ではないと考えられる。
43	本則	282	3		5								<p>カーベチャーリスクのリスクファクター間の相関係数 ρ_{ki} は、デルタ・リスクの相関関数を二乗した値と定義されているが、高相関シナリオや低相関シナリオの場合の相関係数は以下の理解でよいか(シナリオ毎の相関係数を算出し、全体を二乗して算出)。</p> <p>高相関シナリオの場合: $(1.25 \times \rho_{ki})^2$ 低相関シナリオの場合: $[\max(2 \times \rho_{ki} - 100\%, 75\% \times \rho_{ki})]^2$</p>	カーベチャー・リスクに対するマーケット・リスク相当額	<p>下記の相関係数 ρ_{ki} を二乗した後に、シナリオ毎の相関関数を算出する方法も考えられるため、明確化のため質問するもの。</p> <p>高相関シナリオの場合: $1.25 \times \rho_{ki}^2$ 低相関シナリオの場合: $\max(2 \times \rho_{ki}^2 - 100\%, 75\% \times \rho_{ki}^2)$</p>
44	本則	282	3		6								<p>カーベチャーリスクのパケット間の相関係数 γ_{ki} は、デルタ・リスクの相関関数を二乗した値と定義されているが、高相関シナリオや低相関シナリオの場合の相関係数は以下の理解でよいか。(シナリオ毎の相関係数を算出し、全体を二乗して算出)</p> <p>高相関シナリオの場合: $(1.25 \times \gamma_{ki})^2$ 低相関シナリオの場合: $[\max(2 \times \gamma_{ki} - 100\%, 75\% \times \gamma_{ki})]^2$</p>	カーベチャー・リスクに対するマーケット・リスク相当額	<p>下記の相関係数 γ_{ki} を二乗した後に、シナリオ毎の相関関数を算出する方法も考えられるため、明確化のため質問するもの。</p> <p>高相関シナリオの場合: $1.25 \times \gamma_{ki}^2$ 低相関シナリオの場合: $\max(2 \times \gamma_{ki}^2 - 100\%, 75\% \times \gamma_{ki}^2)$</p>

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙3:マーケット・リスク 1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
45	本則	283			2								非証券化商品にかかる信用スプレッド・リスクに対するリスク・ファクター	「債券先物(上場物)」や「債券先物オプション(上場物)」等の日次で評価額が差金決済される商品は非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク計測の対象外という認識でよいか。	債券関連取引の信用スプレッド・リスク計測対象の確認。
46	本則	283			5			3					カーベチャー・リスク 株式等の現物価格について設定すること。この場合において、株式等レポ・レートは、ベガ・リスク・ファクターに含めないこと。	カーベチャー・リスクに関する記載であるため、「株式等レポ・レートは、カーベチャー・リスクに含めないこと」と理解している。この点、条文の修正が必要ではないか。	
47	本則	283	3										デルタ・リスクの感応度	デルタ・リスクの感応度は告示で示された算式以外の算出方法は一切認められないと読めるが、合理的な算出方法については採用を認めていただきたい。	合理的な算出方法については採用を認めていただきたい。
48	本則	284	2		3								ファンドへの出資の取扱い	本項の適用はファンドへのエクイティ出資がトレーディング勘定に分類され、かつ第284条の2第1項および第2項によるマーケット・リスク相当額の算出ができない場合に限るという理解でよいか。	本項はトレーディング勘定に分類されるがマーケット・リスク相当額の計算に適さないファンドのリスク・アセットの計算方法を規定すると理解しているが、左記理解が正しいか確認するもの。
49	本則	284	2		3								ファンドへの出資の取扱い	本項の適用時、ネット・ロングポジションはマンドート方式を適用すると規定されているが、蓋然性方式とフォールバック方式を適用できない理由を確認させていただきたい。	リスク・アセットの計算方法の趣旨を確認するため。
50	本則	285	2		4									「特定通貨」という用語が第276条の2第3項の表の(注)に記載されているのみで、唐突感がある。第1条の定義に記載するのはどうか。あるいは、上記(注)を参照する旨の記載があった方がよいと考えられる。	(参考) バーゼル合意文書MAR21.44 [12] Specified currencies by the Basel Committee are: EUR, USD, GBP, AUD, JPY, SEK, CAD as well as the domestic reporting currency of a bank.
51	本則	285	3		1			1					非証券化商品に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関	「高利回り及び無格付」は「投資適格」以外を指すという理解でよいか。具体的には、投資適格以外だが利回りが低い商品を「高利回り及び無格付」と判定することに問題ないか。	バケット区分の判断基準明確化のため。
52	本則	287	2		2								バーゼル合意文書MAR21.99との差異 (カーベチャー・リスクに用いるリスク・ウェイト)	「第285条の2第2項から第4項までの規定を準用する」等との記載はあるが、右記に相当する最大のリスク・ウェイトを使うという要素が抜け落ちていると考えられるため、修正案を検討いただきたい。	(参考) バーゼル合意文書MAR21.99 For calculating the net curvature risk capital requirement CVR_k for curvature risk factor k for GIRR, CSR and commodity risk classes, the curvature risk weight is the parallel shift of all the tenors for each curve based on the highest prescribed delta risk weight for each risk class. For example, in the case of GIRR the risk weight assigned to 0.25-year tenor (ie the most punitive tenor risk weight) is applied to all the tenors simultaneously for each risk-free yield curve (consistent with a “translation”, or “parallel shift” risk calculation).
53	本則	288			1			1			イ		デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出の概要	デフォルト・リスクの計測対象を明確化していただきたい。債券・株式の現物はトレーディング勘定に分類される場合にデフォルト・リスクの計測対象となると理解しているが、以下の上場物の取引もトレーディング勘定に分類される場合、デフォルト・リスクの計測対象となるのか確認させていただきたい。 ・債券先物取引(上場物) ・債券先物オプション(上場物) ・株式先物(上場物) ・株価指数オプション(上場物)	

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案(別紙3:マーケット・リスク 1柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
54	本則	289						4					非証券化商品のグロスのJTDリスク・ポジション	<p>現物株式のロング・クレジット・ポジションに係るJTDの構成要素は以下の理解でよいか。</p> <p>【想定元本】: 株式簿価金額 【市場価格額】: 株式時価金額 【P&L】: 株式時価金額 - 株式簿価金額</p>	

「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」の一部改正案(別紙63:マーケット・リスク3柱部分)への意見

No	本則/ 附則	条			項			号			細分		該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#	号	の#	の#	細分①	細分②			
1	本則	2			3			7			イ		リスク管理の方針、手続及び体制の概要	「概要」となっているが、後続の条項文にある観点につき、記載する粒度はどのレベルを想定されているか、目線を示していただきたい。 (10条3項7号イ、12条3項8号イ、15条3項8号イについても同様。)	
2	本則	2			3			7			イ	(3)	トレーディング・デスクが保有する商品の種類(内部モデル方式又は標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出する場合に限る。)	「トレーディング・デスクが保有する商品」とは、取扱い商品に対するデスクの権限区分を想定しているか。あるいは、基準日に応じた断面で実際に保有している商品を想定しているか。後者の場合、小規模な海外拠点を中心として、タイムリーな基準日断面の把握が困難となる。 (10条3項7号イ(3)、12条3項8号イ(3)、15条3項8号イ(3)についても同様。)	
3	本則	2			3			7			ハ	(5)	使用するデータの更新頻度	「データの更新頻度」とは、原則を規定すれば必要十分か。時価やパラメータが日々更新ではない商品も少なからず存在するため、正確性を取ると複雑化してしまう懸念がある。 (10条3項7号ハ(5)、12条3項8号ハ(5)、15条3項8号ハ(5)についても同様。)	
4	本則	2			3			7			ハ	(6)		モデル化可能なリスク・ファクターとモデル化不可能なリスク・ファクターを明確に分けてストレス・シナリオを設定するのは困難となるが、このような対応を想定されているか。パーゼル合意文書MAR30.19-30.23におけるストレス・テストの記載内容も、モデラビリティに特化した記載はないかと考えられる。 (10条3項7号ハ(6)、12条3項8号ハ(6)、15条3項8号ハ(6)についても同様。)	
5	本則	2			3			7			ホ	(1)	DRCモデルを適用する場合はその範囲(トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。)	「トレーディング・デスクの概要」とはどういった内容を想定されているか。最低限、DRCモデルを適用する主要なトレーディング・デスクを記載していれば必要十分か。 (10条3項7号ホ(1)、12条3項8号ホ(1)、15条3項8号ホ(1)についても同様。)	
6	本則	2			3			7			ホ	(3)	DRCモデルにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法(自己資本比率告示第277条第3項各号に掲げる要件を含む。)	本条項文に2回「評価」と記載があるが、後者の「評価」につき、1線によるモデルのongoing monitoringの内容の明示を要求しているとの認識で相違ないか。 (10条3項7号ホ(3)、12条3項8号ホ(3)、15条3項8号ホ(3)についても同様。)	
7	本則	2			3			7			イ	(2)	トレーディング・デスク	「(3)トレーディング・デスクが保有する商品の種類」と異なり、「(2)トレーディング・デスクの構造」の定性開示項目には「内部モデル方式又は標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出する場合に限る」という記載がないが、「(2)は簡易的方式を用いる銀行も開示が必要な項目かどうか確認させていただきたい。 (10条3項7号イ(2)、12条3項8号イ(2)、15条3項8号イ(2)についても同様。)	

「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」の一部改正案(別紙66:マーケット・リスク3柱様式部分)への意見

No	別紙様式 第●号	第● 面	様式名	項番・注番 号	該当箇所	コメント	理由等
1	8	4	MR2		開示頻度の確認	開示頻度が半期ごとのため不要ではないか。	バーゼル合意文書において、開示頻度が半期となっているため確認させていただきたい。

「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」の一部改正案(別紙125:担保資産の状況の開示様式)への意見

No	別紙様式 第●号	第●面	様式名	項番・注番 号	該当箇所	コメント	理由等
1			ENC1		オフ・バランスシートの資産 証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャーについては、様式のような行表記ではなく、列表記としていただきたい。行表記となっている意図が不明瞭であり、実務上のフィージビリティを踏まえても列表記が望ましい。	
2			ENC1		オフ・バランスシートの資産 証券化エクスポージャー	オフ・バランスシート資産としての証券化エクスポージャーの定義を明示していただきたい。	ここで意図されている内容が不明瞭であるため。例えば、銀行の貸出債権が合成型証券化となされた場合の証券化エクスポージャー額を指しているのか、元のBS上のアセットを指しているのか。あるいは、流動化案件などで他社から購入したアセットを証券化したものの証券化エクスポージャー額を指しているのか等が不明瞭。
3			ENC1		合計欄	様式中の行合計欄についてはバーゼル合意にないため、削除いただきたい。	
4			ENC1	ハ欄の合計	オン・バランスシートの資産の額の、「合計」行の、ハ欄	行合計欄が残る場合、「合計」の項のハ欄の額は、第三面(L12)の項番1「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」のイ欄の額に一致するという理解でよいか。	